

第9章 排水及び雨水

9.1 導入

本章は、日本の水域への排水及び雨水の排出を管理し、水環境及び地下水資源を保護するための基準を定める。この章は、非工業的汚染物質の直接排出、工業的汚染物質の直接及び間接排出並びに工業及び建設行為に伴う雨水排水の管理を含むが、これらに限らない。

9.2 一般

基地司令官は、排水と雨水管理行為が本章の基準に適合していることを確認する責任を有する。

9.2.1 要員の資格

9.2.1.1 排水 施設は、生活排水処理システム（DWT S）又は機器の操作又は監督を担当する要員が、操作又は監督するシステムの複雑さに応じて職務を遂行するために、定期的に適切な訓練を受けていることを保証しなければならない。

9.2.1.2 雨水 工業材料又は行為が雨水に曝される場所で作業する要員、又は雨水汚染防止計画（SWPPP）の条件を満たすために必要な行為の実施に責任を負う要員（例：検査員、保守要員）は、その作業に適用される適切なベストマネジメントプラクティス（BMP）の訓練を受けなければならない。

9.2.2 UFCガイドライン 施設は、排水処理システムを操作する際、又は排水処理を行う際に、UFC 3-240-01「取水及び浄水」及びUFC 3-240-13FN「工業用水浄水管理及び維持」に準拠した設計、操作、及びメンテナンスのガイドラインを実施し、これに従わなければならない。

9.2.3 苦情処理システム 個人又は適切な日本国政府の水質汚染管理当局からの水質汚染苦情を調査するために、必要に応じてLECが関与するシステムを確立する。

9.2.4 記録保持の所要事項 以下の記録を3年間保持する。

9.2.4.1 各規制パラメーターについて指定された排水濃度、又はその他の測定値。

9.2.4.2 各点源からの毎日の排水量。

9.2.4.3 汚染物質の分析のための試験手順。

9.2.4.4 サンプルングと測定の日付、正確な場所、時間。

9.2.4.5 サンプルング又は測定を行った人の名前。

9.2.4.6 分析の日付。

9.2.4.7 職員の訓練及び認証の記録。

9.2.4.8 苦情の記録。

9.3 非工業的汚染物質の直接排出に対する排水制限

本所要事項は、非工業的汚染物質を日本の水域に直接排出するDWT Sを有する施設に適用される。

9.3.1 非工業的排水制限

9.3.1.1 生物化学的酸素要求量（5日間測定）（ BOD_5 ）

9.3.1.1.1 30日間の平均が30 mg/Lを超えてはならない。

9.3.1.1.2 7日間の平均が45 mg/Lを超えてはならない。

9.3.1.1.3 炭素質生物化学的酸素要求量(5日測定)($CBOD_5$)は BOD_5 を代わりに使用できる。 $CBOD_5$ 試験法は、 BOD_5 試験法における硝化作用を抑制し、それにより硝化作用による酸素要求量の値又は効果を低下させ、酸素要求量を低下させる。 $CBOD_5$ を BOD_5 に代替する場合、以下の制限が適用される。

9.3.1.1.3.1 30日間の平均が25 mg/Lを超えてはならない。

9.3.1.1.3.2 7日間の平均が40 mg/Lを超えてはならない。

9.3.1.2 全浮遊物質(TSS)

9.3.1.2.1 30日間の平均が30 mg/Lを超えてはならない。

9.3.1.2.2 7日間の平均が45 mg/Lを超えてはならない。

9.3.1.3 pH

9.3.1.3.1 河川や湖への排水のpH値は6.0から8.6の間で維持されるものとする。

9.3.1.3.2 海域への排水のpH値は6.0から9.0の間で維持されるものとする。

9.3.2 トリックリングフィルター又は安定化池を使用する施設の代替所要事項 施設が主要処理としてトリックリングフィルター又は廃棄物安定化池を使用し、重要な生物学的排水処理を行う場合であって、パラグラフ 9.3.1.1 及び 9.3.1.2 の BOD_5 及びTSSの制限を必ずしも達成できるものではない場合、以下の排水制限が適用される。

9.3.2.1 BOD_5

9.3.2.1.1 30日間の平均が45 mg/Lを超えてはならない。

9.3.2.1.2 7日間の平均が65 mg/Lを超えてはならない。

9.3.2.2 TSS

9.3.2.2.1 30日間の平均が45 mg/Lを超えてはならない。

9.3.2.2.2 7日間の平均が65 mg/Lを超えてはならない。

9.3.2.3 pH

9.3.2.3.1 河川や湖への排水のpH値は6.0から8.6の間で維持されるものとする。

9.3.2.3.2 海域への排水のpH値は6.0から9.0の間で維持されるものとする。

9.3.3 追加の排水制限 日本の水域に直接排出する全ての施設は、規定どおり、表9.5及び表9.7から表9.32の排水制限に適合しなければならない。加えて、I W T Sからの直接排出を含む、生活排水以外の排出源から日本の水域に直接排出する全ての施設は、規定とおり、表9.6及び表9.33から表9.36の排水制限にも適合しなければならない。同一のパラメーターに対して2つの基準が与えられている場合には、より保護的な基準が優先される。

9.3.4 モニタリング 試料は、日本の水域への排出地点で採取しなければならない。

9.3.4.1 BOD₅、TSS及びpH モニタリング所要事項は全ての規制対象施設に適用される。モニタリング頻度（サンプリングと分析の両方を含む）は表9.1に示す。

9.3.4.2 追加の排水制限項目 モニタリング所要事項は、表9.5から表9.36に別の指示がない限り、平均で1日当たり50立方メートル[1日当たり13,208ガロン]以上を排出する規制施設に適用される。モニタリング頻度は、1年に1回又はそれ以上である。

9.3.5 排水制限の基準 月1回のサンプリングを行うDWT Sの場合、月1回のサンプルは30日間平均の制限値に適合しなければならない。毎週サンプリングを行うDWT Sの場合、毎週のサンプルは7日間平均のレベルに適合しなければならない。また、その30日間平均値は同じ暦月内に採取された全てのサンプルの平均値により算出される。

9.4 分類のない間接的な工業排出に対する排水制限

以下の排水制限は、分類別の基準が設定されていない処理排水によるDWT S及び関連収集システムへの汚染物質の全ての排出に適用される。分類別の工業排出基準については、パラグラフ9.5を参照のこと。

9.4.1 固体又は粘性汚染物質 生活排水処理施設の流れを妨げる結果となる、固体又は粘性の汚染物質の排出は禁止されている。

9.4.2 発火性と爆発性

9.4.2.1 密閉式カップの引火点が摂氏60度[華氏140度]未満の排水の排出は禁止されている。

9.4.2.2 以下の特徴を持つ廃棄物の排出は禁止する。

9.4.2.2.1 体積で24%以上のアルコールを含み、引火点が 摂氏60度 [華氏140度] 未満の液体溶液。

9.4.2.2.2 標準的な温度と圧力の下で、摩擦により火災を起こす可能性のある非液体。

9.4.2.2.3 発火性の圧縮ガス。

9.4.2.2.4 過酸化物のような酸化剤を含むもの。

9.4.3 反応性と煙の毒性 以下のいずれかの廃棄物の排出は禁止されている。

9.4.3.1 通常は不安定で、爆発することなく容易に激しい変化を起こす廃棄物。

9.4.3.2 水と激しく反応する廃棄物。

9.4.3.3 水と爆発性の混合物を形成する廃棄物、又は水と混合すると有毒ガスや煙を形成する廃棄物。

9.4.3.4 潜在的に有害な有毒ガス、ガス又は蒸気を発生させる可能性のあるシアン化物又は硫化物の廃棄物。

9.4.3.5 標準的な温度と圧力で爆発又は爆発的な分解及び反応を起こす可能性のある廃棄物。

9.4.3.6 J E G S 第 10 章に基づき危険物として規制される爆発物を含む廃棄物。

9.4.3.7 安全上の問題又は作業者に危害を加える可能性のある有毒な煙、蒸気又はガスを発生する廃棄物。

9.4.4 腐食性 構造的に腐食する可能性のある汚染物質を DWT S に排出することは禁止されている。さらに、S W T S がその種の排水を処理するために特別に設計されている場合を除き、p H 5.0 未満の排水の排出は許可されない。

9.4.5 オイル及びグリース DWT S を通過する、又は DWT S に障害を与える可能性のある以下のオイルの排出は禁止されている：石油オイル、生分解性でない切削油及び鋳物油由来の製品。

9.4.6 流出及びバッチ式排出（スラグ） 流出又はバッチ排出の重大な可能性がある行為又は設備は、これらの最低所要事項を含むスラグ防止計画を策定しなければならない。

9.4.6.1 非日常的なバッチ排出を含む排出慣行の記述。

9.4.6.2 保存化学物質の説明。

9.4.6.3 スラグ排出及び本章の禁止事項に違反する可能性のある排出を直ちに DWT S に通知する計画で、5 日以内に書面で通知する手順を含む。

9.4.6.4 偶発的な流出を防ぐための必要な実践。これには保管場所の適切な検査と維持、材料の取り扱いと移動、荷積みと荷降ろし作業、工場敷地内の流出の制御、作業員の訓練が含まれる。

9.4.6.5 封じ込め構造又は設備を構築するための手順。

9.4.6.6 有害有機汚染物質及び溶剤の管理に必要な措置

9.4.6.7 緊急時対応の手順と設備、及び処理施設や環境が被る損害を抑えるために必要な後続計画。

9.4.7 トラック輸送された廃棄物 トラックで運搬された廃棄物を DWT S に排出することはできない。DWT S オペレーターによって指定された場所

を除き、DWT Sにトラックで運ばれた廃棄物を排出することは禁止されている。

9.4.8 熱 DWT S内の生物学的行為を阻害し、障害をもたらす量の熱。ただし、DWT Sの処理水の温度が摂氏40度[華氏140度]を超えるような量ではないものとする。

9.5 直接又は間接的な区分別産業排水の排水制限

下記の産業分類のいずれかに該当する行為を行う施設は、以下の排水制限（すなわち、排出源における直接的又は間接的な排出制限）を遵守しなければならない。

9.5.1 電気メッキ 以下の排出基準は、あらゆる素地に金属を電気メッキする作業及び各区分に規定される関連する金属仕上げ作業に適用される。これらの基準は、当該金属仕上げ作業が電気メッキと一緒に行われる場合、独立して行われる場合又は他の作業の一部として行われる場合のいずれにも適用される。電気メッキの区分は以下のとおりである。

9.5.1.1 一般的な金属の電気メッキ 材料が銅、ニッケル、クロム、亜鉛、スズ、鉛、カドミウム、鉄、アルミニウム又はそれらの組み合わせにより電気メッキされる工程で生じる処理排水に含まれる汚染物質の排出。

9.5.1.2 貴金属の電気メッキ 材料が金、銀、イリジウム、パラジウム、プラチナ、ロジウム、ルテニウム又はそれらの組み合わせによりメッキされる工程で生じる処理排水に含まれる汚染物質の排出。

9.5.1.3 陽極酸化処理 鉄及び非鉄物質への陽極酸化処理の工程で生じる処理排水に含まれる汚染物質の排出。

9.5.1.4 金属被覆 鉄及び非鉄物質へのクロメート処理、リン酸塩処理又は浸漬メッキの工程で生じる処理排水に含まれる汚染物質の排出。

9.5.1.5 化学エッチング及び化学研磨 鉄及び非鉄物質への化学研磨又は化学エッチングの工程で生じる処理排水に含まれる汚染物質の排出。

9.5.1.6 無電解メッキ 金属又は非金属の基板へ金属層を無電解メッキする工程で生じる処理排水に含まれる汚染物質の排出。

9.5.1.7 プリント回路基板製造 プリント基板の製造の工程で生じる処理排水に含まれる汚染物質の排出。この製造には、絶縁基板を完成プリント基板に変換するために要求又は使用される全ての製造作業を含む。

9.5.1.8 電気メッキ施設の排出基準

9.5.1.8.1 表9.2の排出基準は、パラグラフ9.5.1.1から9.5.1.7の電気メッキの施設で、38,000LPD[10,000ガロン/日]未満の直接的又は間接的な排出に適用される。

9.5.1.8.2 表9.3の排出基準は、パラグラフ9.5.1.1から9.5.1.7の電気メッキ区分のいずれかに該当する行為を行う施設で、38,000LPD[10,000GPD]以上の直接的又は間接的な排出に適用される。

9.5.2 モニタリング 分類別の工業排出について、工業排出源に対処するパラグラフ 9.5 で指定されている全てのパラメーターについて、四半期ごとにモニタリング（サンプリングと分析の両方を含む）を実施する。

9.5.2.1 サンプルは放流先の水と混合する前の排出地点で採取されなければならない。

9.5.2.2 濃厚な毒性有機物の排水が発生しておらず、施設が T T O 管理計画を実施していると基地司令官が判断した場合は、T T O のサンプリングは必要ない。T T O の構成要素は、表 9.4 に示されている。

9.5.2.3 施設は、日本の水域への全ての直接的な分類別の工業排出について、表 9.5 及び表 9.6 の排水規制を遵守しなければならない。モニタリング頻度は1年に1回以上とする。

9.6 駆除剤

駆除剤を日本の水域に直接排出する施設は、J E G S 第 1 4 章の BMP に従わなければならない。

9.7 冷却水取水構造

日本の水域から 7 5 7 万 L P D [2 . 0 M G D] 以上の水を取水するように設計された施設で、取水した水の少なくとも 2 5 % を冷却目的のみに使用する施設は、水生種の衝突及び巻き込みを最小化しなければならない。

9.8 浄化システム

浄化システムは、国防省の適切な当局の承認を得て、建設、運用されなければならない。施設では、生物学的行為を阻害するレベルの産業汚染物質を含む排水を浄化システムに排出してはならない。そのような排出は禁止されている。既存の浄化システムへの産業汚染物質の既知の排出は排除されなければならない、汚染を除去するために適切な措置が取られなければならない。

9.9 セスプール

9.9.1 大容量のセスプール（1日当たり20人以上を収容する容量のセスプール）は禁止されている。

9.9.2 小容量のセスプールは、パラグラフ 9.8 の浄化システムの所要事項に沿って管理されなければならない。

9.10 汚泥の処理

排水の処理中に生成される全ての汚泥は、J E G S 第 1 6 章の有害廃棄物又は J E G S 第 1 5 章の固形廃棄物のガイダンスに従って、適切に処分されなければならない。

9.11 地下注入井

施設では、地下注入によって排水を処分してはならない。これは、適切な国防総省の医療当局の承認を得て設置、建設、運用された浄化システムや小容量のセスプールで衛生的な排水を処理することを妨げるものではない。

9.12 雨水管理

パラグラフ 9.12.1 から 9.12.4 の該当する所要事項を含む行為のための SW P P P を作成し、実施する。最低でも 5 年ごとに SW P P P を更新する。計画は、雨水管理所要事項に精通した米国のライセンスを持つ専門の技術者によって認証されなければならない。計画は、雨水管理及び環境保護のための業界標準及び慣行を考慮し、優れた工学的手法に従って作成され、施設にとって適切なものでなければならない。計画に対する技術的な変更（すなわち、管理的でない変更）は、再認証を必要とする。

9.12.1 降水へのばく露 製造、加工、材料保管区域（荷積み、荷降ろし、保管、廃棄、清掃、メンテナンス及び燃料補給作業を含む）が、雨、雪、融雪、流出にさらされることを、これらの工業材料及び作業を屋内にもってくるか、耐雨性のカバーで保護することにより、最小限に抑える。これを達成するために：

9.12.1.1 隣接する敷地からの雨水がこれらの区域に入るのを防ぐため、グレーディング、汀線、縁石を使用し、実行不可能な場合を除き、これらの区域からの汚染された流れの流出を 抑えるものとする。

9.12.1.2 潜在的な漏洩や漏出を封じ込めるか、又は排出前に封じ込めるか迂回させることができるよう、材料、設備、行為を配置する。

9.12.1.3 汚染物質の排出を防ぐため、乾燥した方法（例：吸収剤）を用いて漏出や漏洩を速やかに清掃する。

9.12.1.4 漏洩のある車両及び機器は実用的でない場合を除き、屋内に保管する。屋外に保管する場合は、漏洩を修理し、液体を除去するか、ドリッパパンと吸収剤を使用する。

9.12.1.5 漏出及びオーバーフロー防止設備を使用する。

9.12.1.6 全ての車両及び機材の洗浄作業は屋内、覆いの下、又は流出及び流入を防ぎ、いかなる飛沫をも受け止める周辺保安地のある場所で行う。

9.12.1.7 廃止される、使用できない、又は長期間使用されない機器及び車両から液体を排出するものとする。

9.12.2 適切な維持管理の実施 汚染物質の潜在的な発生源である全ての非被覆区域を清潔に保つため、適切な維持管理を実施するものとする。そのような対策には以下が含まれるが、これに限定されない。

9.12.2.1 定期的に掃き掃除又は掃除機をかける。

9.12.2.2 材料は適切な容器に保管する。

9.12.2.3 全てのごみ箱はカバーの下に置くか、使用していない時は閉じておかなければならない蓋を付ける。

9.12.2.4 非被覆区域にはそのような物質を置かないようにするか、又は排出される前に遮断することにより、廃棄物、ごみ、浮遊物が流入水域に排出される可能性を最小限にする。

9.12.3 違法な雨水管の排出の検出と排除 日本の水域に排出される雨水管システムへの不法な排出を検知し、排除するプログラムを実施する。このプログラムは以下の要素を含まなければならない。

9.12.3.1 全ての雨水流入口、雨水流出口、及びそれらの流出口からの排水を受ける全ての日本の水域の位置を示す雨水下水道システムの地図を作成する。これらの地図には、必要に応じて以下を含むものとする。

9.12.3.1.1 雨水の流れと傾斜の方向（整地前と整地後）。

9.12.3.1.2 土壌攪拌の領域と時期、攪拌されない領域、保存されるべき自然の特徴。

9.12.3.1.3 SWPPPで特定されたBMPの位置。

9.12.3.1.4 安定化措置の位置と時期、保管場所の位置。

9.12.3.1.5 安定化が達成された地域。

9.12.3.2 実行可能な範囲で、雨水下水道への非雨水の排出を施設全体で禁止する。

9.12.3.3 雨水下水道への非雨水の排出（禁止された投棄を含む）を検知し対処する計画を有する。

9.12.3.4 禁止された排水及び廃棄物の不適切な処理に関連する危険性について、施設の要員、施設、テナントの指揮官に対する教育。

9.12.4 建設及び開発行為 建物や道路の建設、整地を含む建設及び開発行為に従事する施設や行為は、雨水排出の排水を管理するために、以下の対策を実施しなければならない。

9.12.4.1 汚染物質の排出を最小限にするため、土壌侵食を最小限にするよう雨水の量と速度を制御する。

9.12.4.2 雨水の排出を制御し、ピーク流量と雨水の総量を含め、排出地点の直近における水路と河岸の侵食と洗掘を最小限に抑える。

9.12.4.3 日本の水域周辺に自然の緩衝地を設け、維持するものとする。雨水を植生区域に導き、低影響開発手法（UFC3-210-10「低影響開発」で特定）を用いて雨水の浸透を最大化し、実現不可能な場合を除き、汚染物質の排出を削減する。

9.12.4.4 土壌締固めの最小化 敷地の特定の区域の意図された機能によりその区域を締固めする必要がある場合、土壌締固めの最小化は必須ではない。

9.12.4.5 実用的でない場合を除き、表土を保存するものとする。敷地の特定の区域の意図された機能が表土の攪拌又は除去を必要とする場合、表土の保存は要求されない。

9.12.4.6 整地、造成、掘削、その他の土壌攪乱行為が敷地のいずれかの部分で恒久的に中止された場合、又は敷地のいずれかの部分で一時的に中止され、14暦日を超えて再開されない場合、土壌の安定化を開始するものとする。乾燥地帯、半乾燥地帯、干ばつ地帯では、植生の安定化措置を直ちに開始することが不可能な場合、代替の安定化措置を適切に採用しなければならない。

9.12.4.7 建築材料、建築製品、建設廃棄物、ごみ、景観材料、肥料、農薬、除草剤、洗剤、衛生廃棄物、その他の敷地に存在する物質が、降水や雨水に晒されることを最小限に抑えるものとする。降水や雨水へのばく露が汚染物

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

質の排出につながらない場合や、特定の材料や製品のばく露による雨水汚染のリスクが少ない場合（屋外使用を目的とした最終製品や材料など）は、ばく露の最小化を要求しない。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.1: DWT S排出のモニタリング事項要件

プラント容量		モニタリング頻度
MGD	LPD	
0.001 - 0.99	3,785 -3,747,557	毎月1回
1.0 - 4.99	3,785,412 - 18,892,206	毎週1回
> 5.0	18,927,060	毎日1回
MGD=ミリオンガロン／日 LPD=リットル／日		

表 9.2: 排出量38,000LPD〔10,000GPD〕未満の電気メッキ施設の排水基準

汚染物質	最大許容限度 ¹ (mg/L)	4日間平均 (mg/L)
ホウ素及びその化合物 ^{2, 3}	30 ⁵	
カドミウム	0.03 ⁵	0.7
シアン化合物、調整可能	1.0 ⁵	2.7
フッ素及びその化合物 ³	40 ⁵	
鉛	0.1 ⁵	0.4
全毒性有機化合物 (TTO) ⁴	4.57	
¹ 異なる基準値が指定されている場合、施設から排出される排水には最大許容限度を適用する。ただし、ホウ素及びその化合物にはこの規則は適用されない。東京都の水源地域にある新工場のフッ素及びその化合物の許容限度値は、表9.33に示すとおりである。 ² 海以外の公共用水域への排出に適用。 ³ ホウ素とフッ素の基準は令和元年6月30日まで経過措置である。 ⁴ TTOの成分は表9.4に示す。 ⁵ 出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号、平成30年4月10日改正）		

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.3: 38,000LED〔10,000GBP〕以上の排出がある電気メッキ施設基準

汚染物質	1日の最大排出量の制限 ¹ (mg/L)	4日間平均(mg/L)
ホウ素及びその化合物 ^{2, 3}	30 ⁸	
カドミウム	0.03 ⁸	0.7
六価クロム	2.0 ⁸	4.0
銅 ⁴	4.5 (3) ⁸	2.7
シアン化合物、合計	1.0 ⁸	1.0
フッ素及びその化合物 ^{3, 5}	40 (15) ⁸	
鉛	0.1 ⁸	0.4
金属（合計）	10.5	6.8
ニッケル	4.1	2.6
全毒性有機化合物（TTO） ⁶	2.13	
銀	1.2	0.7
亜鉛 ⁷	4.2	2.6
¹ 異なる基準値が指定されている場合、施設から排出される排水には最大許容限度を適用する。ただし、ホウ素及びその化合物にはこの規則は適用されない。東京都の水源地域にある新工場のフッ素及びその化合物の許容限度値は、表9.33に示すとおり。 ² 海以外の公共用水域への排出に適用。 ³ ホウ素とフッ素の基準は令和元年6月30日までの経過措置である。 ⁴ 50,000LPD以上を排出する場合、銅の最大許容限度は3mg/Lである。 ⁵ 50,000LPD以上を排出する場合、フッ素及びその化合物の最大許容限度は15mg/L。 ⁶ TTOの構成要素は、表9.4に示されている。 ⁷ 亜鉛の基準は平成28年12月10日までの経過措置である。 ⁸ 出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号、平成30年4月10日改正）		

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.4: : 全有害有機物 (T T O) の構成要素

揮発性有機物	
アクロレイン (プロペニル)	プロモジクロロメタン
アクリロニトリル	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン
塩化メチル (クロロメタン)	1, 2-ジクロロプロパン
臭化メチル(プロモメタン)	1, 3-ジクロロプロピレン
塩化ビニル(クロロエチレン)	トリクロロエチレン
クロロエタン	ジブロモクロロメタン
塩化メチレン(9 ジクロロメタン)	1, 1, 2-トリクロロエタン
1, 1-ジクロロエテン	ベンゼン
1, 1-ジクロロエタン	2-クロロエチルビニルエーテル(混合)
1, 2-ジクロロエタン	ブロモホルム(トリプロモメタン)
1, 2-トランス-ジクロロエテン	テトラクロロエテン
クロロホルム(トリクロロメタン)	トルエン
1, 1, 1-トリクロロエタン	クロロベンゼン
四塩化炭素(テトラクロロメタン)	エチルベンゼン
ベース/ニュートラル抽出可能な有機物	
N-ニトロソジメチルアミン	フタル酸ジエチル
ビス (2-クロロエチル) エーテル	1, 2-ジフェニルヒドラジン
1, 3-ジクロロベンゼン	N-ニトロソジフェニルアミン
1, 4-ジクロロベンゼン	4-ブロモフェニルフェニルエーテル
1, 2-ジクロロベンゼン	ヘキサクロロベンゼン
ビス (2-クロロイソプロピル) エーテル	フェナントレン
ヘキサクロロエタン	アントラセン
N-ニトロソジ-N-プロピルアミン	フタル酸ジ-n-ブチル
ニトロベンゼン	フルオランテン
イソホロン	ピレン
ビス (2-クロロエトキシ) メタン	ベンジジン
1, 2, 4-トリクロロベンゼン	フタル酸ブチルベンジル
ナフタレン	1, 2-ベンゾアントラセン(ベンゾ(a)アントラセン)
ヘキサクロロブタジエン	クリセン
ヘキサクロロシクロペンタジエン	3, 3-ジクロロベンジジン
2-クロロナフタレン	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
アセナフチレン	フタル酸ジ-n-オクチル
フタル酸ジメチル	3, 4-ベンゾフルオランテン(ベンゾ(b)フルオランテン)
2, 6-ジニトロトルエン	11, 12-ベンゾフルオランテン(ベンゾ(k)フルオランテン)
アセナフテン	ベンゾ(a)ピレン(3, 4-ベンゾピレン)
2, 4-ジニトロトルエン	インデノ(1, 2, 3-cd)ピレン(2, 3-o-フェニレンピレン)
フルオレン	1, 2, 5, 6-ジベンゾアントラセン (ジベンゾ(a, h) アント
4-クロロフェニルフェニルエーテル	1, 12-ベンゾペリレン(ベンゾ(g, h, i)ペリレン)
酸抽出性有機物	
2-クロロフェノール	2, 4, 6-トリクロロフェノール
フェノール	2, 4-ジニトロフェノール
2-ニトロフェノール	4-ニトロフェノール
2, 4-ジメチルフェノール	p-クロロ-m-クレゾール
2, 4-ジクロロフェノール	ペンタクロロフェノール
4, 6-ジニトロ-o-クレゾール	

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9.4: 全有害有機物 (T T O) の構成要素 (続き)

駆除剤 / P C B	
α-エンドスルファン	エンドリン
β-エンドスルファン	エンドリン アルデヒド
硫酸エンドスルフラン	ヘプタクロル
α-BHC	ヘプタクロル・エポキシド (BHC-ヘキサクロロシクロヘキサン)
β-BHC	トキサフェン
デルタ-BHC	PCB-1242 (アロクロール 1242)
ガンマ-BHC	PCB-1254 (アロクロール 1254)
4, 4-DDT	PCB-1221 (アロクロール 1221)
4, 4-DDE (p, p-DDX)	PCB-1232 (アロクロール 1232)
(p, p-TDE)	PCB-1248 (アロクロール 1248)
アルドリン	PCB-1260 (アロクロール 1260)
クロルデン (技術的混合物及び代謝物)	PCB-1016 (アロクロール 1016)
ディルドリン	
P C B = ポリ塩化ビフェニル ¹	

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

付録9 A：日本の排水基準

表 9.5：BOD₅、TSS、pH以外の排出に対する許容限度

汚染物質	最大 (mg/L)	日間平均 (mg/L)
無機物		
クロム	2.0	
銅	3.0	
鉄 (溶解性)	10	
マンガン (溶解性)	10	
窒素	120	60
燐	16	8.0
亜鉛	2.0	
有機物		
動物・植物油 ¹	30	
鉱物油 ¹	5.0	
フェノール類	5.0	
その他パラメーター		
COD ²	160	120
大腸菌群数		3,000個/mL
出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号、平成30年4月10日改正） ¹ ノルマルヘキサン抽出物 ² 海域、湖沼に直接排出する場合		

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.6 : 生活排水以外の排出源（I W T S 含む）からの直接排出に対する
有害物質の許容限度

汚染物質 ¹	最大許容限度 (mg/L)
無機物	
アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸塩、亜硝酸塩	100 [0.4 x NH ₃ -N + NO ₃ -N + NO ₂ -N]
砒素及びその化合物	0.1
ホウ素及びその化合物	10 (公共用水域) / 230 (海域)
カドミウム及びその化合物	0.03
六価クロム化合物	0.5
シアン化合物	1.0
フッ素及びその化合物	8 (公共用水域) / 15 (海域)
鉛及びその化合物	0.1
水銀及びその化合物	0.005
水銀 (アルキル化合物)	ND ²
セレン及びその化合物	0.1
揮発性有機物	
ベンゼン	0.1
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1.0
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
ジクロロメタン	0.2
1,3-ジクロロプロペン	0.02
テトラクロロエチレン	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	3.0
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
トリクロロエチレン	0.1
駆除剤	
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nに限る)	1.0
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
チウラム	0.06
その他の有機物	
1,4-ジオキサン	0.5
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L
P C B	0.003

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9.6 : 生活排水以外の排出源（I W T S 含む）からの直接排出に対する有害物質の許容限度（続き）

汚染物質 ¹	最大許容限度（mg/L）
出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号、平成30年4月10日改正）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号、平成28年4月1日改正）、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年政令第67号、平成22年3月31日改正） T E Q = 毒性等価物 ¹ 上記の物質がシステムに導入されないことを明示した文書がある場合は、それらの物質を監視対象外とすることができる。 ² N D = 分析的定量下限値未満	

表 9.7 : 埼玉県に所在する施設に係る排水基準（排水量が10m³/日以上の場合）

項目	区分	許容限度 ^{1,2}	許容限度 ^{1,3}
B O D	し尿処理施設（501人以上、2,000人以下）	60 mg/L	25（20）mg/L
	し尿処理施設（2,000人以上）	30 mg/L	25（20）mg/L
	上記1、2以外の特定施設又は下水道終末処理施設を有する工場又は事業場	25（20）mg/L	
	し尿浄化槽(処理対象人員が201～500人で指定地域内に設置されるもの)	60 mg/L	25（20）mg/L
T S S	指定地域内のし尿処理施設(501人以上、2,000人以下)	80（70）mg/L	60（50）mg/L
	し尿処理施設（2,000人以上）	70（60）mg/L	60（50）mg/L
	上記1、2以外の特定施設又は下水道終末処理施設を有する工場又は事業場	60（50）mg/L	
	し尿浄化槽(処理対象人員が201～500人で指定地域内に設置されるもの)	80（70）mg/L	60（50）mg/L
フェノール類含有量	し尿処理施設又は下水道終末処理施設以外の指定排水施設を有する工場又は事業場	1.0 mg/L	

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、排水基準を定める埼玉県条例（昭和46年埼玉県条例第61号、平成16年8月3日改正）

¹ 括弧内の数値は日間平均。

² 平成4年4月1日以前に特定事業場が設立された場合に適用する。

³ 特定事業場が平成4年4月1日以降に設立された場合（平成4年4月1日以前に建設中のものを除く）に適用する。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.8：埼玉県に所在する施設に係る排水基準（排水量が1 0 m ³ ／日未満の場合）	
項目	許容限度 ^{1,2}
p H	5. 8 以上8. 6 以下
B O D ³	150 (120) mg/L
C O D ³	160 (120) mg/L
T S S	180 (150) mg/L
出典：水質汚濁防止法（昭和4 5 年法律第1 3 8 号、平成2 9 年6 月2 日改正）、水質汚濁防止法第3 条第3 項 に基づき、排水基準を定める埼玉県条例（昭和4 6 年埼玉県条例第6 1 号、平成1 6 年8 月3 日改正） ¹ 括弧内の数値は日間平均。 ² 次の設備、特定地域の特定設備、又はこれらの工場及び事業場から排出される排水を処理する水処理施設を有する工場及び事業場から排出される排水には、この表に示す値を適用しなければならない。 ・共同調理場に設置されたちゅう房食施設（延床面積が5 0 0 m²未満の事業場に設置された施設を除く） ・弁当製造業又は弁当仕出屋のために設置されたちゅう房施設（総床面積が3 6 0 m²未満の事業場のために設置された施設を除く） ・飲食店に設置されたちゅう房施設（総床面積が4 2 0 m²未満の事業場のために設置された施設を除く） ・そば／うどん店、すし店、喫茶店、又は一般的な料理を提供しないその他の飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積が6 3 0 m²未満の事業場用に設置される施設を除く） ・料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他類似の飲食施設に設置され、顧客を接待するための備品、設備、及び／又はボールルームが提供されるちゅう房施設（総床面積が1 , 5 0 0 m²未満の事業場のために設置された施設を除く） ・病床数3 0 0 床以上の病院内のちゅう房、洗浄、又は入浴施設 ・自動車の分解・整備業のために設置された洗車施設（延床面積が8 0 0 m²未満の事業場のために設置された施設及び自動洗車施設を除く） ・し尿処理施設 ³ B O Dは湖沼以外に排出される排出水に適用され、C O Dは湖沼に排出される排出水に適用される。	

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2 0 2 0 J E G S

日本環境管理基準

表 9.9：東京都内の工場に係る排水基準（有害物質、窒素、リンの含有量を除く）¹

項目		水道水源水域		一般水域A		一般水域B		島しょ及びその海域	
		排出量 500 m³/日 以上	排出量 500 m³/日 未満	排出量 500 m³/日 以上	排出量 500 m³/日 未満	排出量 500 m³/日 以上	排出量 500 m³/日 未満	排出量 500 m³/日 以上	排出量 500 m³/日 未満
p H		5．8以上8．6以下							
外観		異常な着色又は発泡が認められないこと							
温度		4 0℃以下							
BOD ²	新設	20 mg/L		20 mg/L	25 mg/L	20 mg/L	25 mg/L	20 mg/L	25 mg/L
	既設	20 mg/L	25 mg/L	20 mg/L	25 mg/L	第一類工場 20 mg/L	第一類工場 25 mg/L	第一類工場 20 mg/L	第一類工場 25 mg/L
						第二類工場 60 mg/L	第二類工場 70 mg/L	第二類工場 160 mg/L	
COD ²	新設	20 mg/L				20 mg/L	25 mg/L	20 mg/L	25 mg/L
	既設	20 mg/L	25 mg/L			第一類工場 20 mg/L	第一類工場 25 mg/L	第一類工場 20 mg/L	第一類工場 25 mg/L
						第二類工場 60 mg/L	第二類工場 70 mg/L	第二類工場 160 mg/L	
TSS	新設	40 mg/L		40 mg/L	50 mg/L	40 mg/L	50 mg/L	40 mg/L	50 mg/L
	既設	40 mg/L	50 mg/L	40 mg/L	50 mg/L	第一類工場 40 mg/L	第一類工場 50 mg/L	第一類工場 40 mg/L	第一類工場 50 mg/L
						第二類工場 90 mg/L		第二類工場 200 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量（鉱油類含有量）		5.0 mg/L							
ノルマルヘキサン抽出物含有量（動植物油脂類含有量）		5.0 mg/L				10 mg/L		30 mg/L	

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.9 : 東京都内の工場に係る排水基準（有害物質、窒素及びびりんの含有量を除く）¹（続き）

項目	水道水源水域		一般水域A		一般水域B		島しょ及びその海域	
	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満
フェノール 類含有量	1.0 mg/L				5.0 mg/L			
銅含有量	1.0 mg/L				3.0 mg/L			
亜鉛含有量	2.0 mg/L							
溶解性鉄含 有量	10 mg/L							
溶解性マン ガン含有量	10 mg/L							
クロム含有 量	2.0 mg/L							
大腸菌群数	3,000/mL							
出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例第215号、平成21年3月31日改正） ¹ この表に記載されている値はすべて許容限界。 ² BODは海域、湖沼又は貯水池を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、CODは海域、湖沼及び貯水池に排出される汚水に適用しなければならない。 ³ 新規工場とは、次のいずれかの工場をいう。既存工場 新規工場以外のものをいう。 ・平成13年4月1日以後の着工に係る工場 ・平成13年3月31日において既に設置され、又は着工している工場で、同年4月1日以後に汚水の発生施設の構造の変更（排水量が増加するものに限る。）をするもの ⁴ 第一類工場とは次に掲げる既設の工場をいい、第二類工場とは第一類工場以外の既設の工場をいう。 ・昭和47年4月2日以後の着工に係る工場 ・昭和47年4月1日において既に設置され、又は着工されている工場（排水量が50m³未満の工場を除く。） ⁵ 1日の排水量が50m³未満の第二類工場の場合、pH、外観、温度又はクロム含有量以外の項目については、この表に定めるレベルを適用してはならない。 ⁶ 収容人数が200人を超えるし尿処理槽を有する第二類工場で、排水量が50m³／日未満の場合は、本表に定める基準値を適用してはならない。								

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2 0 2 0 J E G S

日本環境管理基準

表 9.10：東京都内の指定作業場に係る排水基準（有害物質、窒素及びりん含有量を除く）¹

項目		下初処理場 ⁴	し尿処理施設を有する事業場（し尿浄化槽を除く）
		全ての水域	
p H		5. 8以上8. 6以下	
外観		異常な着色又は発泡が認められないこと	
温度		4 0℃以下	
B O D ²	新設 ²	15 mg/L	20 mg/L
	既設	25 mg/L	40 mg/L
C O D ²	新設 ²	15 mg/L	30 mg/L
	既設	35 mg/L	40 mg/L
T S S	新設 ²	10 mg/L	40 mg/L
	既設	60 mg/L	80 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物含有量（鉱油類含有量）		5. 0 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量（動植物油脂類含有量）		30 mg/L	
フェノール類含有量		5. 0 mg/L	
銅含有量		3. 0 mg/L	
亜鉛含有量		2. 0 mg/L	
溶解性鉄含有量		10 mg/L	
溶解性マンガン含有量		10 mg/L	
クロム含有量		2. 0 mg/L	
大腸菌群数		3, 000/mL	
出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例第215号、平成21年3月31日改正） ¹ この表に記載されている値はすべて許容限界。 ² B O Dは海域、湖沼又は貯水池を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、C O Dは海域、湖沼及び貯水池に排出される汚水に適用しなければならない。 ³ 新設の工場とは、次に掲げる工場をいい、既設の工場とは新設の工場以外の工場をいう。 ・平成13年4月1日以後の着工に係る工場 ・平成13年3月31日において既に設置され、又は着工している工場で、同年4月1日以後に汚水の発生施設の構造の変更（排水量が増加するものに限る。）をするもの			

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.10：東京都内の指定作業場に係る排水基準（有害物質、窒素及びりん含有量を除く）¹（続き）

項目	下初処理場 ⁴	し尿処理施設を有する事業場（し尿浄化槽を除く）
	全ての水域	
⁴ 既設の下水処理場のうち、流入している下水を処理する施設のすべてに、窒素及び磷の処理機能を併せ持つ高度処理施設と、その後段にろ過施設又はろ過施設と同等の処理機能を持つ処理施設が整備され、それらの施設が稼働した下水処理場については、その日から新設の基準を適用する。既存の下水処理場が、窒素とリンの両方を処理できる高度処理施設と、すべての下水処理施設に設置されたるろ過施設又はろ過施設に相当する処理施設を有する場合、これらの施設が稼働した日から新設の基準を適用する。		

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9.11：東京都内の指定作業場に係る排水基準（有害物質、窒素及びりん含有量を除く）¹

項目			し尿処理施設を有する事業場							
			水道水源水域		一般水域A		一般水域B		島しょ及びその海域	
			処理対象 人員 501人以上	処理対象 人員 201～500人	処理対象 人員 501人以上	処理対象 人員 201～500人	処理対象 人員 501人以上	処理対象 人員 201～500人	処理対象 人員 501人以上	処理対象 人員 201～500人
pH			5.8以上8.6以下							
外観			異常な着色又は発泡が認められないこと							
温度			40℃以下							
BOD _{2,3}	新設		20 mg/L		20 mg/L	25 mg/L	20 mg/L	25 mg/L	25 mg/L	30 mg/L
	既設	平成3年10月1日以降に設置され、又は着工されている施設	30 mg/L		30 mg/L		30 mg/L		40 mg/L	
		平成3年9月30日以前に設置され、又は着工されている施設	30 mg/L	80 mg/L	30 mg/L	80 mg/L	40 mg/L	80 mg/L	40 mg/L	120 mg/L
COD _{2,3}	新設		20 mg/L				20 mg/L	25 mg/L	25 mg/L	30 mg/L
	既設	平成3年10月1日以降に設置され、又は着工されている施設	30 mg/L				30 mg/L		40 mg/L	
		平成3年9月30日以前に設置され、又は着工されている施設	30 mg/L	80 mg/L			40 mg/L	80 mg/L	40 mg/L	120 mg/L
TSS ₃	新設		40 mg/L		40 mg/L	50 mg/L	40 mg/L	50 mg/L	50 mg/L	60 mg/L
	既設	平成3年10月1日以降に設置され、又は着工されている施設	60 mg/L		60 mg/L		60 mg/L		80 mg/L	
		平成3年9月30日以前に設置され、又は着工されている施設	60 mg/L	150 mg/L	60 mg/L	150 mg/L	80 mg/L	150 mg/L	80 mg/L	150 mg/L

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2 0 2 0 J E G S

日本環境管理基準

表 9.11：東京都内の指定作業場に係る排水基準（有害物質、窒素及びりん含有量を除く）¹（続き）

項目	し尿処理施設を有する事業場							
	水道水源水域		一般水域 A		一般水域 B		島しょ及びその海域	
	処理対象 人員 501 人以上	処理対象 人員 201～500 人	処理対象 人員 501 人以上	処理対象 人員 201～500 人	処理対象 人員 501 人以上	処理対象 人員 201～500 人	処理対象 人員 501 人以上	処理対象 人員 201～500 人
ノルマルヘキサン抽出 物含有量（鉱油類含有 量）	5.0 mg/L							
ノルマルヘキサン抽出 物含有量（動植物油脂 類含有量）	30 mg/L							
フェノール類含有量	5.0 mg/L							
銅含有量	3.0 mg/L							
亜鉛含有量	2.0 mg/L							
溶解性鉄含有量	10 mg/L							
溶解性マンガン含有量	10 mg/L							
クロム含有量	2.0 mg/L							
大腸菌群数	3,000/mL							
出典：水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号、平成 2 9 年 6 月 2 日改正）、都民の健康と安全を確保する環境に 関する条例（東京都条例第 2 1 5 号、平成 2 1 年 3 月 3 1 日改正） ¹ この表に記載されている値はすべて許容限界。 ² BOD は海域、湖沼又は貯水池を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、COD は海域、湖沼及び貯水池 に排出される汚水に適用しなければならない。 ³ 表 9. 12 に示すレベルは、現時点で単一の処理槽を有する既存施設の BOD、COD 及び TSS に適用されなければならない。								

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.12：東京都内の指定作業場に係る排水基準（有害物質、窒素及びりんの含有量を除く）¹

し尿浄化槽を有する事業場																
	昭和４７年４月１日において既に設置され、又は着工されている施設					平成３年９月３０日以前に設置され、又は着工されている施設（左記の施設を除く）								平成３年１０月１日以降の着工に係る施設		
	特定区域に排出するもの		その他の区域に排出するもの			特定区域に排出するもの			その他の区域に排出するもの					特定区域に排出するもの	その他の区域に排出するもの	
処理対象人員	201 ～ 500	501～	201 ～ 500	501 ～ 2,000	2,001 ～	201 ～ 500	501～		201 ～ 500	501 ～ 2,000	2,001～			201～		
水域	全ての水域					全ての水域	江戸川水域及び多摩川水域	その他の水域	全ての水域	江戸川水域及び多摩川水域	その他の水域	江戸川水域及び多摩川水域	その他の水域	全ての水域	江戸川水域及び多摩川水域	その他の水域
B O D	80	40	120	80	40	80	30	40	120	30	80	30	40	30	30	40
C O D	80	40	120	80	40	80		40	120		80		40	30		40
T S S	150		150	150	80	150	60	80	150	60	150	60	80	60	60	80
出典：水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号、平成２９年６月２日改正）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例第２１５号、平成２１年３月３１日改正） ^１ この表に記載されている値はすべて許容限界。 ^２ “特定区域”とは、東京都のうち、次の区を除く区：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区																

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2 0 2 0 J E G S

日本環境管理基準

表 9.13：東京都内の指定作業場に係る排水基準（有害物質、窒素及びりん含有量を除く）¹

表 9.10、9.11 及び 9.12 ³ に記載されているもの以外の施設								
項目		水道水源水域		一般水域 A		一般水域 B		島とその 周辺の 海域
		排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	
p H		5. 8 以上 8. 6 以下						
外観		異常な着色又は発泡が認められないこと						
温度		4 0℃以下						
B O D ²	新設 ⁴	20 mg/L		20 mg/L	25 mg/L	20 mg/L	25 mg/L	25 mg/L
	既設 ⁵	20 mg/L	25 mg/L	20 mg/L	25 mg/L	60 mg/L	70 mg/L	160 mg/L
C O D ²	規設 ⁴	20 mg/L				20 mg/L	25 mg/L	25 mg/L
	既設 ⁵	20 mg/L	25 mg/L			60 mg/L	90 mg/L	160 mg/L
T S S	新設 ⁴	40 mg/L		40 mg/L	50 mg/L	40 mg/L	50 mg/L	50 mg/L
	既設 ⁵	40 mg/L	50 mg/L	40 mg/L	50 mg/L	90 mg/L		200 mg/L
ノルマルヘキサン抽出 物含有量（鉱油類含有 量）		5. 0 mg/L						
ノルマルヘキサン抽出 物含有量（動植物油脂 類含有量）		30 mg/L						
フェノール類含有量		5. 0 mg/L						
銅含有量		3. 0 mg/L						
亜鉛含有量		2. 0 mg/L						
溶解性鉄含有量		10 mg/L						
溶解性マンガン含有量		10 mg/L						
クロム含有量		2. 0 mg/L						
大腸菌群数		3, 000/mL						
出典：水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号、平成 2 9 年 6 月 2 日改正）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例第 2 1 5 号、平成 2 1 年 3 月 3 1 日改正） ¹ この表に記載されている値はすべて許容限界。 ² B O D は海域、湖沼又は貯水池を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、C O D は海域、湖沼及び貯水池に排出される汚水に適用しなければならない。 ³ 1 日の排水量が 5 0 m ³ 未満の指定事業場にあつては、この表の値については適用しない。								

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.13：東京都内の指定作業場に係る排水基準（有害物質、窒素及びりん含有量を除く）¹（続き）

表 9.10、9.11 及び 9.12 ³ に記載されているもの以外の施設							
項目	水道水源水域		一般水域 A		一般水域 B		島とその 周辺の 海域
	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	
⁴ 新規工場とは、次のいずれかの工場をいう。既存工場 新規工場以外のものをいう。 ・平成 1 3 年 4 月 1 日以後の着工に係る工場 ・平成 1 3 年 3 月 3 1 日において既に設置され、又は着工している工場で、同年 4 月 1 日以後に汚水の発生施設の構造の変更（排水量が増加するものに限る。）をするもの。 ⁵ 既存工場 新規工場以外のものをいう。							

【本文書は日本語仮訳です】J E G S は英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9.14：東京都内の工場に係る排水基準（窒素及びりん含有量）¹⁻³

項目		1 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業		2 化学工業		3 製鋼業		4 金属製品製造業		5 1 から 4 まで以外の製造業		6 1 から 5 まで以外の工場
		排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	排出量 500 m ³ /日 以上	排出量 500 m ³ /日 未満	
窒素 含有量	新設 ^{5, 6}	20 mg/L	25 mg/L	16 mg/L		16 mg/L		20 mg/L	25 mg/L	16 mg/L	20 mg/L	30 mg/L
	既設	20 mg/L	30 mg/L	20 mg/L		20 mg/L		25 mg/L	30 mg/L	20 mg/L	25 mg/L	40 mg/L
りん 含有量	新設 ^{5, 6}	2.0 mg/L	3.0 mg/L	1.0 mg/L	1.5 mg/L	1.0 mg/L	1.5 mg/L	1.0 mg/L	1.5 mg/L	1.0 mg/L	2.0 mg/L	4.0 mg/L
	既設	3.0 mg/L	6.0 mg/L	1.5 mg/L	2.0 mg/L	2.0 mg/L		1.5 mg/L	3.0 mg/L	2.0 mg/L	4.0 mg/L	6.0 mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号、平成 29 年 6 月 2 日改正）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例第 215 号、平成 21 年 3 月 31 日改正）

¹ この表に記載されている値はすべて許容限界。

² 1 日の排水量が 50 m³ 未満の工場については、適用しない。

³ この基準は、付表に定める水域のうち、水道水源水域又は一般水域 A 若しくは一般水域 B（境川水域を除く。）に汚水を排出する工場についてのみ適用する。

⁴ 2 以上の業種等の区分に該当する工場については、当該区分に係る値のうち最小の値を適用する。

⁵ 新規工場とは、次のいずれかの工場をいう。既存工場とは、新規工場以外のものをいう。

・平成 13 年 4 月 1 日以後の着工に係る工場

・平成 13 年 3 月 31 日において既に設置され、又は着工している工場（1 日の排水量が 50 m³ 未満のものを除く。）で、同年 4 月 1 日以後に汚水の発生施設の構造の変更（排水量が増加するものに限る。）をするもの

⁶ 既設の工場のうち、次に掲げる工場については、新設の基準を適用する。

・平成 11 年 4 月 1 日からこの条例の施行日の前日までに設置され又は着工された工場

・平成 11 年 3 月 31 日において既に設置され、又は着工されている工場（排水量が 50 m³ 未満の工場を除く。）で同年 4 月 1 日からこの条例の施行日の前日までに汚水又は廃液を排出する施設の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）した工場

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9. 15：東京都内の指定作業場に係る排水基準（窒素及びりん含有量）¹⁻³

項目		1 下水処理場 ⁶	2 し尿処理施設を有する事業場			3 畜舎	4 1 から 3 まで以外の指定作業場
			し尿処理施設を有する事業場（し尿浄化槽を除く）	し尿浄化槽を有する事業場			
				合併処理浄化槽	単独処理浄化槽		
窒素含有量	新設 ^{5, 6}	20 mg/L	20 mg/L			120 mg/L	30 mg/L
	既設 ⁶	30 mg/L	40 mg/L		120 mg/L	120 mg/L	40 mg/L
りん含有量	新設 ^{5, 6}	1.0 mg/L	2.0 mg/L			16 mg/L	4.0 mg/L
	既設 ⁶	3.0 mg/L	3.0 mg/L	6.0 mg/L	16 mg/L	16 mg/L	6.0 mg/L

【本文書は日本語仮訳です】J E G S は英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2 0 2 0 J E G S

日本環境管理基準

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例第215号、平成21年3月31日改正）

¹ この表に記載されている値はすべて許容限界。

² 1日の排水量が50m³未満の工場については、適用しない。

³ この基準は、付表に定める水域のうち、水道水源水域又は一般水域A若しくは一般水域B（境川水域を除く。）に汚水を排出する工場についてのみ適用する。

⁴ 新規工場とは、次のいずれかの工場をいう。既存指定事業場とは、新規工場以外のものをいう。

・平成13年4月1日以後の着工に係る工場

・平成13年3月31日において既に設置され、又は着工している工場で、同年4月1日以後に汚水の発生施設の構造の変更（排水量が増加するものに限る。）をするもの

⁵ 新規工場の基準は、以下の既存工場にも適用しなければならない。

・平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に、すでに建設された、又は建設中の指定事業場。

⁶ 既設の下水処理場のうち、流入している下水を処理する施設の全てに窒素及びりんを除去する高度処理施設が整備され、その施設が稼働した下水処理場については、その日から新設の基準を適用する。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2020 J E G S

表 9.16 : 神奈川県に所在する施設に係る排水基準（排水量が 50 m³/日以上）

項目	水域 ⁴	許容限度 ^{1,2}	許容限度 ^{1,3}
p H	水質保全湖沼等（甲水域）		
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域		
	乙水域		
	海域	5.8-8.6	5.8-8.6
BOD ⁵	水質保全湖沼等（甲水域）	20 (15) mg/L	5.0 (3.0) mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	25 (20) mg/L	15 (10) mg/L
	乙水域	60 (50) mg/L	25 (20) mg/L
	海域		
COD ⁵	水質保全湖沼等（甲水域）	20 (15) mg/L	5.0 (3.0) mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	25 (20) mg/L	15 (10) mg/L
	乙水域	60 (50) mg/L	25 (20) mg/L
	海域	60 (50) mg/L	25 (20) mg/L
TSS	水質保全湖沼等（甲水域）	50 (35) mg/L	15 (5.0) mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	70 (40) mg/L	35 (20) mg/L
	乙水域	90 (70) mg/L	70 (40) mg/L
	海域	90 (70) mg/L	70 (40) mg/L
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量（鉍 油類含有量）	水質保全湖沼等（甲水域）	3.0 mg/L	3.0 mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域		3.0 mg/L
	乙水域		
	海域		
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量（動 植物油脂類含有量）	水質保全湖沼等（甲水域）	3.0 mg/L	3.0 mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	5.0 mg/L	3.0 mg/L
	乙水域	10 mg/L	5.0 mg/L
	海域	10 mg/L	5.0 mg/L
フェノール類	水質保全湖沼等（甲水域）	0.005 mg/L	
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	0.05 mg/L	0.005 mg/L
	乙水域	0.5 mg/L	0.5 mg/L
	海域	0.5 mg/L	0.5 mg/L
銅	水質保全湖沼等（甲水域）	1.0 mg/L	1.0 mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	1.0 mg/L	1.0 mg/L
	乙水域		1.0 mg/L
	海域		1.0 mg/L
亜鉛	水質保全湖沼等（甲水域）	1.0 mg/L	1.0 mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	1.0 mg/L	1.0 mg/L
	乙水域	3.0 mg/L	1.0 mg/L
	海域	3.0 mg/L	1.0 mg/L

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 JEGS

日本環境管理基準

表 9.16 : 神奈川県に所在する施設に係る排水基準（排水量が $50 \text{ m}^3/\text{日}$ 以上）（続き）

項目	水域 ⁴	許容限度 ^{1,2}	許容限度 ^{1,3}
溶解性鉄	水質保全湖沼等（甲水域）	0.3 mg/L	0.3 mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	1.0 mg/L	0.3 mg/L
	乙水域		3.0 mg/L
	海域		3.0 mg/L
溶解性マンガン	水質保全湖沼等（甲水域）	0.3 mg/L	0.3 mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	1.0 mg/L	0.3 mg/L
	乙水域	1.0 mg/L	1.0 mg/L
	海域	1.0 mg/L	1.0 mg/L
クロム	水質保全湖沼等（甲水域）	0.1 mg/L	
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	1.0 mg/L	0.1 mg/L
	乙水域		
	海域		
大腸菌群数	水質保全湖沼等（甲水域）		1,000/mL
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域		
	乙水域		
	海域		

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号、平成28年12月27日改正）

¹ 括弧内の数値は、日間平均を示す。

² 昭和46年11月1日以前に設置する特定事業場に適用する。

³ 新設とは、昭和46年11月1日以後に設置する特定事業場（昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

⁴ 水域の分類

・甲水域：千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）、新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）、早川、酒匂川（飯泉取水堰ぜきから上流の区域）、金目川（土屋橋の上流端から上流の区域）、相模川（寒川取水堰ぜきから上流の区域）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

・水質保全湖沼等：芦ノ湖、丹沢湖、相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖及び水路の水域をいう。

・乙水域：公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。

⁵ BODに係る排水基準は湖沼以外の水域に排出される排水水について適用し、CODに係る排水基準は湖沼に排出される排水水について適用する。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2020 J E G S

表 9.17 : 神奈川県に所在する施設に係る排水基準（排水量が50 m³/日未満）

項目	水域 ⁴	許容限度 ^{1,2}	許容限度 ^{1,3}
pH	水質保全湖沼等（甲水域）	5.8-8.6	5.8-8.6
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	5.8-8.6	5.8-8.6
	乙水域	5.8-8.6	5.8-8.6
	海域	5.8-8.6	5.8-8.6
BOD ⁵	水質保全湖沼等（甲水域）	20 (15) mg/L	5 (3.0) mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	25 (20) mg/L	15 (10) mg/L
	乙水域		
	海域		
COD ⁵	水質保全湖沼等（甲水域）	20 (15) mg/L	5.0 (3.0) mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	25 (20) mg/L	15 (10) mg/L
	乙水域		
	海域		
TSS ⁵	水質保全湖沼等（甲水域）	50 (35) mg/L	15 (5.0) mg/L
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	70 (40) mg/L	35 (20) mg/L
	乙水域		
	海域		

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号、平成28年12月27日改正）

¹ 括弧内の数値は、日間平均を示す。

² 昭和46年11月1日以前に設置する特定事業場に適用する。

³ 新設とは、昭和46年11月1日以後に設置する特定事業場（昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

⁴ 水域の分類

・甲水域：千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）、新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）、早川、酒匂川（飯泉取水堰ぜきから上流の区域）、金目川（土屋橋の上流端から上流の区域）、相模川（寒川取水堰ぜきから上流の区域）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

・乙水域：公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。

⁵ BOD、COD及びTSSに係る排水基準は、染色整理業に属する特定事業場から排出される排水についてのみ適用する。BODに係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、CODに係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 JEGS

日本環境管理基準

表 9.18：神奈川県の下水处理場のうち、し尿処理槽又は下水道終末処理施設のみが設置されている特定事業場からの排出に関する特例排出基準

項目	施設の種類 ⁴		許容限度 ²
BOD ³	し尿浄化槽のみを設置	新設 ¹	25 (20) mg/L
		新設以外	40 (30) mg/L
	し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置		25 (20) mg/L
COD ³	し尿浄化槽のみを設置	新設 ¹	25 (20) mg/L
		新設以外	40 (30) mg/L
	し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置		25 (20) mg/L
TSS	し尿浄化槽のみを設置	新設 ¹	70 (50) mg/L
		新設以外	80 (60) mg/L
	し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置		70 (50) mg/L
出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号、平成28年12月27日改正） ¹ 新設とは、平成10年4月1日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。 ² 括弧内の数値は、日間平均を示す。 ³ BODに係る排水基準は湖沼以外の水域に排出される排水水について適用し、CODに係る排水基準は湖沼に排出される排水水について適用する。			

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2020 JEGS

表 9.19: 神奈川県 of 東京湾の指定区域内に特定施設のみを有する特定事業場からの排出に関する特例排水基準

項目	施設の種類		許容限度 ⁵
BOD	新設 ²		40 (30) mg/L
	新設以外	合併処理 ³	80 (60) mg/L
		合併処理以外	120 (90) mg/L
COD	新設 ²		40 (30) mg/L
	新設以外	合併処理 ³	80 (60) mg/L
		合併処理以外	120 (90) mg/L
TSS	新設 ²		80 (60) mg/L
	新設以外	合併処理 ³	160 (120) mg/L
		合併処理以外	180 (140) mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号、平成28年12月27日改正）

¹ 括弧内の数値は、日間平均を示す。

² 新設とは、平成4年4月1日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

³ 合併処理とは、し尿と併せて雑排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。）を処理する指定地域特定施設のみを設置する特定事業場をいう。

⁴ “特定地域の特定施設”とは、処理対象人員が201人以上500人以下のし尿処理槽をいう。

⁵ 1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。

⁶ BODに係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、CODに係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9.20 : 神奈川県内の特定施設から排出される排水中の窒素及びリンの含有量に関する排水基準

項目	施設の種類	許容限度 ^{1,2,4}	許容限度 ^{1,2,5}
窒素含有量	上記以外の化学工業	20 (10) mg/L	16 (8.0) mg/L
	鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに限る）	100 mg/L	80 (40) mg/L
	鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有しない）	20 (10) mg/L	16 (8.0) mg/L
	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業		100 (50) mg/L
	電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る）		100 (50) mg/L
	自動車・同附属品製造業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る）	50 (25) mg/L	40 (20) mg/L
	上記以外の製造業	40 (20) mg/L	20 (10) mg/L
	下水処理業	30 mg/L	20 mg/L
	し尿浄化槽（処理対象人員が201人以上のものに限る）	50 (30) mg/L	20 (10) mg/L
	産業廃棄物処分業（窒素又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る）	80 (60) mg/L	40 (20) mg/L
	その他	50 (30) mg/L	30 (20) mg/L
りん含有量	そう（惣）菜製造業	8.0 (4.0) mg/L	3.0 (1.5) mg/L
	上記以外の食料品製造業	6.0 (3.0) mg/L	2.0 (1.0) mg/L
	鉄鋼業	2.0 (1.0) mg/L	1.0 (0.5) mg/L
	電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る）		2.0 (1.0) mg/L
	電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業以外の金属製品製造業のうち、りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	4.0 (2.0) mg/L	1.5 (1.0) mg/L
	自動車・同附属品製造業（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る）		2.0 (1.0) mg/L
	上記以外の製造業	4.0 (2.0) mg/L	2.0 (1.0) mg/L
	下水道業	4.0 mg/L	1.0 mg/L
	し尿浄化槽（処理対象人員が201人以上のものに限る）	8.0 (4.0) mg/L	2.0 (1.0) mg/L
	産業廃棄物処分業（りん又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る）	8.0 (4.0) mg/L	2.0 (1.0) mg/L
	その他	8.0 (4.0) mg/L	4.0 (2.0) mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号、平成28年12月27日改正）

¹ 括弧内の数値は、日間平均を示す。

² 1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。

³ この表に掲げる排水基準は、東京湾（館山市洲崎から三浦市剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）及びこれに流入する公共用水域に排出される排水についてのみ適用する。

⁴ 平成11年4月1日以前に設立された特定事業場に適用される。

⁵ 平成11年4月1日以降に設立された特定事業場に適用される。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2020 JEGS

表 9.20：神奈川県内の特定施設から排出される排水中の窒素及びリンの含有量に関する排水基準（続き）

項目	施設の種類	許容限度 ^{1, 2, 4}	許容限度 ^{1, 2, 5}
⁶ 新設事業場以外の特定事業場で平成11年4月1日前において2以上の業種その他の区分に属するものから排出される排水については、この表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 ⁷ 新設事業場以外の特定事業場で平成11年4月1日以後に同日前において属していた業種その他の区分以外の業種その他の区分に属することとなったものから排出される排水については、この表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、同日において適用される許容限度のものを適用する。 ⁸ 新設事業場で2以上の業種その他の区分に属する特定事業場から排出される排水については、この表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに属することとなった業種その他の区分（以下「追加業種等」という。）に係るものを除く。）のうち、最小の許容限度のもの（追加業種等を除いた当該特定事業場が属する業種その他の区分が一であるときは、当該業種その他の区分に係る排水基準）を適用する。 ⁹ この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る污水等を処理する特定事業場に係る排水については、当該特定事業場が当該工場又は事業場の属する区分に属するものとみなして適用する。この場合において、当該工場又は事業場が属する区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、6、7及び8の規定を準用する。			

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9. 21：広島県に所在する施設に係る排水基準

項目	区分 ⁴	許容限度 ¹⁻³
p H	第四種水域	5.5 - 9.0
B O D	第一種水域 ⁵ （河川）	90（70）mg/L
C O D	第一種水域（湖沼及び貯水池）	50（40）mg/L
	第二種水域（湖沼及び貯水池）	85（65）mg/L
	第三種水域（湖沼及び貯水池）	120（90）mg/L
	第四種水域	130（100）mg/L
T S S	水域 ⁵ （河川）	90（70）mg/L
	第一種水域（湖沼及び貯水池）	90（70）mg/L
	第二種水域（河川）	90（70）mg/L
	第二種水域（湖沼及び貯水池）	90（70）mg/L
動物性／植物性油脂 （ノルマルヘキサン抽出）	第一種水域 ⁵ （河川）	8.0 mg/L
	第一種水域（湖沼及び貯水池）	8.0 mg/L
	第二種水域 ⁵ （河川）	8.0 mg/L
	第二種水域（湖沼及び貯水池）	8.0 mg/L
	第一種水域 ⁵ （河川）	20 mg/L
	第三種水域（湖沼及び貯水池）	20 mg/L
	第四種水域	20 mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年広島県条例第69号、平成21年7月6日改正）

¹ 括弧内の数値は日間平均。

² 排出水量が50m³/日以上の上の事業場に適用する。ただし、特定事業場でシアン又はクロムを使用している場合は、排出水量が30m³/日以上の上の特定事業場に適用する。

³ 排水量に関わらず、クロム含有量が2mg/L以下であること。

⁴ 水域区域の詳細については、表9.22広島県における水域区分を参照のこと。

⁵ “河川”とは、日本の水域のうち、海域、湖沼又は貯水池以外のものをいう。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.22：広島県における水域区分

区分	内容及び範囲
第一種水域	第二種水域、第三種水域及び第四種水域以外の日本の水域
第二種水域	次に掲げる公共用水域及びこれに接続する日本の水域： －中津岡川との合流点から上流の永慶寺川（中津岡川を含む。） －佐原田橋から御手洗橋に至る区間の御手洗川 －神路橋から頓子橋に至る区間の可愛川 －池田橋から皆賀橋に至る区間の八幡川 －人甲川との合流点から下流の根谷川並びに行森川との合流点から祇園水門及び大芝水門に至る区間の太田川 －日浦橋から上流の瀬野川 －本庄貯水池から上山手橋に至る区間の二河川 －二級貯水池から上流の黒瀬川 －内海大橋から上流の野呂川 －郷六橋から上流の高野川 －新興橋から上流の三津大川 －田万里川との合流点から親耕橋に至る区間の賀茂川 －入野川との合流点から七宝橋に至る区間の沼田川（入野川を含み、棕梨川及び仏通寺川を除く。） －清水橋から上流の和久原川 －桜橋から上流の栗原川 －真川橋から上流の藤井川 －末広大橋から上流の本郷川 －鞆渡橋から上流の山南川 －八幡川との合流点から下流の御調川及び大渡橋から神島橋に至る区間の芦田川 －鷲尾橋から下流の馬洗川（本村川との合流点から下流の上下川を含む。）、柳原橋から下流の西城川（川北川を含む。）、千代田橋から下流の志路原川、多治比川及び野賀橋から生田川との合流点に至る区間の江の川（本川のみに限る。） －広島における島地域におけるすべての河川 －第三種水域の1から20までに掲げる河川に接続する日本の水域（湖沼及びもつぱら廃液又は汚水を排出する水路を除く。）
第三種水域	次に掲げる日本の水域及びこれに接続する湖沼： －中市井堰から下流の小瀬川 －中津岡川との合流点から下流の永慶寺川 －御手洗橋から下流の御手洗川 －頓子橋から下流の可愛川 －皆賀橋から下流の八幡川 －祇園水門及び大芝水門から下流の太田川、旧太田川、天満川、元安川、京橋川及び猿猴川 －日浦橋から下流の瀬野川 －上山手橋から下流の二河川 －二級貯水池から下流の黒瀬川 －内海大橋から下流の野呂川 －郷六橋から下流の高野川 －新興橋から下流の三津大川

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9.22：広島県における水域区分（続き）

区分	内容及び範囲
第三種水域 （続き）	－親耕橋から下流の賀茂川 －七宝橋から下流の沼田川 －清水橋から下流の和久原川 －桜橋から下流の栗原川 －真川橋から下流の藤井川 －末広大橋から下流の本郷川 －鞆渡橋から下流の山南川 －神島橋から下流の芦田川 －第三種水域に掲げる河川に接続する公共用水域のうち、もつばら廃液又は汚水を排出する水路 －その他海域に直接流入する河川（島地域におけるすべての河川を除く。）及びこれに接続する日本の水域
第四種水域	陸岸の地先海域

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年広島県条例第69号、平成21年7月6日改正）

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2020 J E G S

表 9.23：広島県呉水域に排出する施設に係る排水基準

項目	区分	許容限度 ^{1, 3}	許容限度 ^{1, 4}
C O D	鉄鋼業		
	排水量 10,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上	15 (10) mg/L	
	金属製品製造業及び関連産業 ⁵		15 (10) mg/L
	その他の業種		40 (30) mg/L
T S S	鉄鋼業		
	排水量 10,000 m ³ /日未満		65 (50) mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上	65 (50) mg/L	65 (50) mg/L
	その他の業種		65 (50) mg/L
溶解性鉄	鉄鋼業		
	排水量 10,000 m ³ /日未満	3.0 mg/L	3.0 mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上	1.0 mg/L	1.0 mg/L
	金属製品製造業及び関連産業 ⁵	3.0 mg/L	3.0 mg/L
溶解性マンガン	鉄鋼業		
	排水量 10,000 m ³ /日未満	3.0 mg/L	3.0 mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上	1.0 mg/L	1.0 mg/L
	金属製品製造業及び関連産業 ⁵	3.0 mg/L	3.0 mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年広島県条例第69号、平成21年7月6日改正）

¹ 括弧内の数値は日間平均。

² 指定のない場合は、排出水量が50m³/日以上の実業場に適用する。ただし、特定事業場がシアンやクロムを使用している場合は、排出水量が30m³/日以上の実業場に適用する。

³ 特定事業場¹²が1973年3月24日以前に設立された場合に適用する。

⁴ 特定事業場¹²が1973年3月23日以降に設立された場合に適用する。

⁵ 金属製品製造業及び関連産業：一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業及び精密機械器具製造業

⁶ アルカリによる表面処理施設又は電気めつき施設を設置する工場又は事業場（鉄鋼業及び金属製品製造業等に属する工場又は事業場を除く。）に係る排水については、当該工場又は事業場の属する業種が金属製品製造業等に属するものとみなして適用する。

⁷ この表のに掲げる項目ごとに同表に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令又はこの条例の規定によりその業種につき異なる許容限度に係る排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらに係る排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

⁸ 工場等の汚水処理を行う事業場については、汚水処理サービスを提供する工場等の事業分野と同一の事業分野であることを考慮して、ここに定める排水基準を適正に施行する。この場合、当該工場等の事業場が属する区分に応じて許容限度が異なる場合には、6の規定を適用しなければならない。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 JEGS

日本環境管理基準

表 9.23：広島県呉水域に排出する施設に係る排水基準（続き）

項目	区分	許容限度 ^{1, 3}	許容限度 ^{1, 4}
⁹ 呉水域の上乗せ排水基準設定日前に設置された工場又は事業場（6の規定により同日前に設置された工場又は事業場とみなされたものを含む。）であつて呉水域に排水を排出するものが、同日以後に、他の場所に移転して呉水域に排水を排出する場合又はその属する業種を変更することなく特定施設の全部を廃止して新たな特定施設を設置した場合は、CODについてに係る排水基準を適用するとき限り、当該移転後又は新たな特定施設の設置後の工場又は事業場は、同日前に設置された工場又は事業場とみなす。 ¹⁰ 一の施設が特定施設¹³となった際現にその施設を設置している工場又は事業場（当該施設の設置の工事に着手されたものを含み、呉水域の上乗せ排水基準設定日以後に当該施設以外の特定施設を設置しているものを除く。）は、同日前に設置された工場又は事業場とみなす。 ¹¹ 呉水域：呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点から同市仁方町と同市川尻町の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域並びに同海域に直接流入する河川（西日本旅客鉄道株式会社呉線二河川橋梁から上流の二河川及び同呉線西大川橋梁から上流の黒瀬川を除く。）及びこれに接続する日本の水域。 ¹² 特定事業場：特定施設を設置する工場又は事業場 ¹³ “特定施設”とは、次のいずれかに該当する汚濁水又は汚濁排水を排出する施設： ・人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるカドミウム及びその他の物質を含むもの。 ・水質汚濁の状態としてのCOD及びその他の物質であり、一定程度、生活環境に被害を及ぼすおそれがあるもの。			

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2020 J E G S

表 9.24：広島県の瀬戸内海（１）に排出する施設に係る排水基準

項目	区分	許容限度 ^{1, 3}	許容限度 ^{1, 4}
C O D	出版・印刷・同関連産業		
	排水量 500 m ³ /日未満	50 (40) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	40 (30) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
	製鉄業以外の鉄鋼業		
	(1) 電気めつき施設を設置するもの		
	排水量 500 m ³ /日未満	20 (15) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	20 (15) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
	(2) その他のもの		
	排水量 500 m ³ /日未満	20 (15) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	15 (10) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
	非鉄金属製造業		
	排水量 500 m ³ /日未満	20 (15) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	15 (10) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
	金属製品製造業及び機械器具製造業（武器製造業を含除く）		
	排水量 500 m ³ /日未満	30 (20) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	20 (15) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
	共同調理場		
	排水量 500 m ³ /日未満	85 (65) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		20 (15) mg/L
	水道業（下水道業を除く）		
	排水量 500 m ³ /日未満	40 (30) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	30 (20) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 JEGS

日本環境管理基準

表 9.24：広島県の瀬戸内海（1）に排出する施設に係る排水基準（続き）

項目	区分	許容限度 ^{1, 3}	許容限度 ^{1, 4}
COD	下水道業		
	排水量 500 m ³ /日未満	30 (20) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	30 (20) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		30 (20) mg/L
	自動車小売業及び自動車整備業		
	排水量 500 m ³ /日未満	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	50 (40) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
	飲食店		
	排水量 500 m ³ /日未満	130 (100) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	100 (75) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		20 (15) mg/L
	産業廃棄物処理業		
	排水量 500 m ³ /日未満	50 (40) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	40 (30) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
	その他の業種（酸若しくはアルカリによる表面処理施設又は電気めつき施設を設置するもの）		
	排水量 500 m ³ /日未満	30 (20) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	20 (15) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
	その他の業種		
	(1) 車両洗浄施設を設置するもの		
	排水量 500 m ³ /日未満	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
	(2) その他のもの		
	排水量 500 m ³ /日未満	130 (100) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	130 (100) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.24：広島県の瀬戸内海（１）に排出する施設に係る排水基準（続き）

項目	区分	許容限度 ^{1, 3}	許容限度 ^{1, 4}
出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年広島県条例第69号、平成21年7月6日改正） ¹ 括弧内の数値は日間平均。 ² 指定のない場合は、排出水量が50m³/日以上 of 事業場に適用する。 ³ 施設が1973年3月27日以前に設立された場合に適用する。 ⁴ 施設が1973年3月27日以降に設立された場合に適用する。 ⁵ 瀬戸内海水域の上乗せ排水基準設定日前に設置された工場又は事業場⁹（6の規定により同日前に設置された工場又は事業場とみなされたものを含む。）であつて瀬戸内海水域に排水を排出するものが、同日以後に、他の場所に移転して瀬戸内海水域に排水を排出する場合又はその属する業種等を変更することなく特定施設の全部を廃止して新たな特定施設を設置した場合は、当該移転後又は新たな特定施設の設置後の工場又は事業場は、同日前に設置された工場又は事業場とみなす。 ⁶ 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している工場又は事業場（当該施設の設置の工事に着手されたものを含み、瀬戸内海水域の上乗せ排水基準設定日以後に当該施設以外の特定施設を設置しているものを除く。）は、同日前に設置された工場又は事業場とみなす。 ⁷ 許容排水基準が異なる複数の業種に属する工場又は事業場から排出される排水については、最小の許容限度のものを適用しなければならない。 ⁸ 工場等の汚水処理を行う事業場については、汚水処理を行う工場等と同業であることを考慮して、ここに定める排水基準を適法に施行する。この場合において、当該工場等が属する区分に応じて許容限度が異なる場合には、6の規定を適用する。 ⁹ 特定事業場：特定施設を設置する工場又は事業場 ¹⁰ “特定施設”とは、次のいずれかに該当する汚濁水又は汚濁排水を排出する施設： ・人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるカドミウム及びその他の物質を含むもの。 ・水質汚濁の状態としてのCOD及びその他の物質であり、一定程度、生活環境に被害を及ぼすおそれがあるもの。			

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 JEGS

日本環境管理基準

表 9.25 : 広島県の瀬戸内海（２）に排出する施設に係る排水基準²

項目	区分	許容限度 ^{1, 3}	許容限度 ^{1, 4}
COD	ごみ処理業		
	排水量 500 m ³ /日未満	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		20 (15) mg/L
	旅館その他の宿泊所		
	排水量 500 m ³ /日未満	85 (65) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		20 (15) mg/L
	医療業		
	排水量 500 m ³ /日未満	85 (65) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		20 (15) mg/L
	試験研究機関		
	排水量 500 m ³ /日未満	85 (65) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		20 (15) mg/L
	し尿浄化槽（処理対象人員が五百人以上のもの）		
	(1) 1975年4月19日以前に設置されたもの		
	排水量 500 m ³ /日未満	120 (90) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	120 (90) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		20 (15) mg/L
	(2) その他のもの		
	排水量 500 m ³ /日未満	50 (40) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	50 (40) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		30 (20) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		20 (15) mg/L
	し尿浄化槽（処理対象人員が二百人以上五百人以下のもの）		
	(1) し尿を単独で処理するもの及び1981年6月1日以前に設置されたもの		
	排水量 500 m ³ /日未満	120 (90) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	120 (90) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		50 (40) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		30 (20) mg/L

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.25 : 広島県の瀬戸内海（2）に排出する施設に係る排水基準²（続き）

項目	区分	許容限度 ^{1, 3}	許容限度 ^{1, 4}
C O D	(2) その他のもの		
	排水量 500 m ³ /日未満	80 (60) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	80 (60) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		50 (40) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		30 (20) mg/L
	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く）		
	排水量 500 m ³ /日未満	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	65 (50) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日未満		20 (15) mg/L
	排水量 500 m ³ /日以上、5,000 m ³ /日未満		15 (10) mg/L
	排水量 5,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年広島県条例第69号、平成21年7月6日改正）

¹ 括弧内の数値は日間平均。

² 指定のない場合は、排出水量が50 m³/日以上の実業場に適用する。

³ 施設が昭和58年4月1日以前に設立された場合に適用する。

⁴ 施設が昭和58年4月1日以降に設立された場合に適用する。

⁵ 瀬戸内海水域の上乗せ排水基準設定日前に設置された工場又は事業場⁹（6の規定により同日前に設置された工場又は事業場とみなされたものを含む。）であつて瀬戸内海水域に排水を排出するものが、同日以後に、他の場所に移転して瀬戸内海水域に排水を排出する場合又はその属する業種等を変更することなく特定施設の全部を廃止して新たな特定施設を設置した場合は、当該移転後又は新たな特定施設の設置後の工場又は事業場は、同日前に設置された工場又は事業場とみなす。

⁶ 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している工場又は事業場（当該施設の設置の工事に着手されたものを含み、瀬戸内海水域の上乗せ排水基準設定日以後に当該施設以外の特定施設を設置しているものを除く。）は、同日前に設置された工場又は事業場とみなす。

⁷ 許容排水基準が異なる複数の業種に属する工場又は事業場から排出される排水については、最小の許容限度のものを適用しなければならない。

⁸ 工場等の汚水処理を行う事業場については、汚水処理を行う工場等と同業であることを考慮して、ここに定める排水基準を適法に施行する。この場合において、当該工場等が属する区分に応じて許容限度が異なる場合には、6の規定を適用する。

⁹ 特定事業場：特定施設を設置する工場又は事業場

¹⁰ “特定施設”とは、次のいずれかに該当する汚濁水又は汚濁排水を排出する施設：

- ・人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるカドミウム及びその他の物質を含むもの。
- ・水質汚濁の状態としてのC O D及びその他の物質であり、一定程度、生活環境に被害を及ぼすおそれがあるもの。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9.26 : 山口県に所在する施設に係る排水基準

項目	区分	許容限度 ^{1,2,3}	許容限度 ^{1,2,4}
B O D	(1) し尿処理施設	40 (30) mg/L	40 (30) mg/L
	(2) 下水道終末処理施設		
	簡易処理 ⁶	150 (120) mg/L	150 (120) mg/L
	中級処理 ⁷	80 (60) mg/L	80 (60) mg/L
	高級処理 ⁸	25 (20) mg/L	25 (20) mg/L
	(3) その他の施設 ¹²		
	排水量 500 m ³ /日未満	130 (100) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	55 (40) mg/L	
	排水量 100 m ³ /日未満		120 (90) mg/L
	排水量 100 m ³ /日以上、1,000 m ³ /日未満		80 (60) mg/L
	排水量 1,000 m ³ /日以上、10,000 m ³ /日未満		50 (40) mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上、100,000 m ³ /日未満		25 (20) mg/L
	排水量 100,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
C O D	(1) し尿処理施設	40 (30) mg/L	40 (30) mg/L
	(2) 下水道終末処理施設		
	簡易処理 ⁶	150 (120) mg/L	150 (120) mg/L
	中級処理 ⁷	80 (60) mg/L	80 (60) mg/L
	高級処理 ⁸	25 (20) mg/L	25 (20) mg/L
	(3) その他の施設 ¹²		
	排水量 500 m ³ /日未満	130 (100) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	55 (40) mg/L	
	排水量 100 m ³ /日未満		120 (90) mg/L
	排水量 100 m ³ /日以上、1,000 m ³ /日未満		80 (60) mg/L
	排水量 1,000 m ³ /日以上、10,000 m ³ /日未満		50 (40) mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上、100,000 m ³ /日未満		25 (20) mg/L
	排水量 100,000 m ³ /日以上		15 (10) mg/L
T S S	(1) し尿処理施設		
	(2) 下水道終末処理施設	190 (150) mg/L	190 (150) mg/L
	簡易処理 ⁶	150 (120) mg/L	150 (120) mg/L
	中級処理 ⁷	90 (70) mg/L	90 (70) mg/L
	高級処理 ⁸		
	排水量 500 m ³ /日未満	150 (120) mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	90 (70) mg/L	
	排水量 100 m ³ /日未満		90 (70) mg/L
	排水量 100 m ³ /日以上、1,000 m ³ /日未満		90 (70) mg/L
	排水量 1,000 m ³ /日以上、10,000 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上、100,000 m ³ /日未満		40 (30) mg/L
	排水量 100,000 m ³ /日以上		20 (15) mg/L
ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (鉱油類 含有量)	(1) し尿処理施設	2.0 mg/L	
	(2) その他の施設 ¹²		
	排水量 500 m ³ /日以上	3.0 mg/L	
	排水量 1,000 m ³ /日以上、10,000 m ³ /日未満		2.0 mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上、100,000 m ³ /日未満		2.0 mg/L
	排水量 100,000 m ³ /日以上		1.0 mg/L

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2020 J E G S

表 9.26 : 山口県に所在する施設に係る排水基準 (続き)

項目	区分	許容限度 ^{1, 2, 3}	許容限度 ^{1, 2, 4}
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	(1) その他の施設 ¹²		
	排水量 500 m ³ /日未満	10 mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	5.0 mg/L	
	排水量 100 m ³ /日未満		15 mg/L
	排水量 100 m ³ /日以上、1,000 m ³ /日未満		15 mg/L
	排水量 1,000 m ³ /日以上、10,000 m ³ /日未満		10 mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上、100,000 m ³ /日未満		10 mg/L
フェノール類含有量	(1) その他の施設 ¹²		
	排水量 500 m ³ /日未満	1.0 mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	1.0 mg/L	
	排水量 100 m ³ /日未満		1.0 mg/L
	排水量 100 m ³ /日以上、1,000 m ³ /日未満		1.0 mg/L
	排水量 1,000 m ³ /日以上、10,000 m ³ /日未満		1.0 mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上、100,000 m ³ /日未満		1.0 mg/L
溶解性鉄含有量	(1) その他の施設 ¹²		
	排水量 500 m ³ /日未満	10 mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	10 mg/L	
	排水量 100 m ³ /日未満		3.0 mg/L
	排水量 100 m ³ /日以上、1,000 m ³ /日未満		3.0 mg/L
	排水量 1,000 m ³ /日以上、10,000 m ³ /日未満		3.0 mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上、100,000 m ³ /日未満		3.0 mg/L
溶解性マンガン含有量	(1) その他の施設 ¹²		
	排水量 500 m ³ /日未満	10 mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	10 mg/L	
	排水量 100 m ³ /日未満		3.0 mg/L
	排水量 100 m ³ /日以上、1,000 m ³ /日未満		3.0 mg/L
	排水量 1,000 m ³ /日以上、10,000 m ³ /日未満		3.0 mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上、100,000 m ³ /日未満		3.0 mg/L
クロム含有量	(1) その他の施設 ¹²		
	排水量 500 m ³ /日未満	2.0 mg/L	
	排水量 500 m ³ /日以上	2.0 mg/L	
	排水量 100 m ³ /日未満		2.0 mg/L
	排水量 100 m ³ /日以上、1,000 m ³ /日未満		2.0 mg/L
	排水量 1,000 m ³ /日以上、10,000 m ³ /日未満		2.0 mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上、100,000 m ³ /日未満		2.0 mg/L
	排水量 100,000 m ³ /日以上		2.0 mg/L

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 JEGS

日本環境管理基準

表 9.26：山口県に所在する施設に係る排水基準（続き）

項目	CATEGORY	許容限度 ^{1,2,3}	許容限度 ^{1,2,4}
出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年山口県条例第5号、平成18年7月11日改正） ¹ 括弧内の数値は日間平均。 ² 指定のない場合は、排出水量が50m³/日以上 of 事業場に適用する。 ³ 施設が昭和47年6月24日より前に設立された場合に適用する。 ⁴ 施設が昭和47年6月24日以降に設立された場合に適用する。 ⁵ 鉱油分、動物・植物油、脂肪分のそれぞれに異なる許容限度が定められている場合は、各パラメーターの最大汚染物質排出負荷の許容限度を適用しなければならない。 ⁶ 簡易処理：沈殿法により下水を処理する下水道終末処理場をいう。 ⁷ 中級処理：高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理する下水道終末処理場をいう。 ⁸ 高級処理：活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理する下水道終末処理場をいう。 ⁹ 下水道供給区域内の特定事業場が日本の水域に排水を排出する場合、当該事業場には、終末下水道処理施設に適用されるより厳しい排水基準を適用しなければならない（当該事業場に複数の末端の下水処理施設が設置されている場合は、全ての末端の下水処理施設に適用され全てのより厳しい排水基準のうち、最も厳しい排水基準を適用しなければならない）。 ¹⁰ 特定事業場：特定施設が設置されている工場又は事業場。 ¹¹ 特定施設とは、次のいずれかに該当する汚濁水又は汚濁排水を排出する施設をいう。 ・人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるカドミウム等の物質を含むこと。 ・水質汚濁の状態として、COD等の生活環境に支障をきたす程度のもの。 ¹² その他の施設：ガス供給施設、水供給施設、酸又はアルカリの表面処理施設、電気めっき施設、共同調理場、飲食店、廃油処理施設（昭和47年6月24日以降に設立されたもの）。			

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2020 J E G S

表 9.27：長崎県に所在する施設に係る排水基準

項目	CATEGORY	許容限度 ^{1,2,3}	許容限度 ^{1,2,4}
B O D	下水道処理区域に所在するもの		
	排水量 2 m ³ /日以上、10 m ³ /未満	30 (20) mg/L	
	排水量 10 m ³ /日を超える	30 (20) mg/L	
	排水量 2 m ³ /日以上		30 (20) mg/L
	下水道処理のない区域に所在するもの		
	排水量 10 m ³ /日以上、20 m ³ /日未満	80 (60) mg/L	80 (60) mg/L
	排水量 20 m ³ /日以上、50 m ³ /日未満	80 (60) mg/L	80 (60) mg/L
	排水量 50 m ³ /日以上	30 (20) mg/L	30 (20) mg/L
C O D	下水道処理区域に所在するもの		
	排水量 2 m ³ /日以上、10 m ³ /未満	30 (20) mg/L	
	排水量 10 m ³ /日を超える	30 (20) mg/L	
	排水量 2 m ³ /日以上		30 (20) mg/L
	下水道処理のない区域に所在するもの		
	排水量 10 m ³ /日以上、20 m ³ /日未満	80 (60) mg/L	80 (60) mg/L
	排水量 20 m ³ /日以上、50 m ³ /日未満	80 (60) mg/L	80 (60) mg/L
	排水量 50 m ³ /日以上	30 (20) mg/L	30 (20) mg/L
T S S	下水道処理区域に所在するもの		
	排水量 2 m ³ /日以上、10 m ³ /未満	50 (40) mg/L	
	排水量 10 m ³ /日を超える	50 (40) mg/L	
	排水量 2 m ³ /日以上		50 (40) mg/L
	下水道処理のない区域に所在するもの		
	排水量 10 m ³ /日以上、20 m ³ /日未満	100 (80) mg/L	100 (80) mg/L
	排水量 20 m ³ /日以上、50 m ³ /日未満	100 (80) mg/L	100 (80) mg/L
	排水量 50 m ³ /日以上	50 (40) mg/L	50 (40) mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年長崎県条例第64号、平成21年3月24日改正）

¹ 括弧内の数値は日間平均。

² 指定のない場合は、排出水量が50 m³/日以上の上場事業場に適用する。

³ 特定施設⁶が昭和63年1月1日より前に設立された場合に適用する。

⁴ 特定施設⁶が昭和63年1月1日意向に設立された場合に適用する。

⁵ 適用範囲：大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点（北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点（佐世保市崎岡町潮位観測所跡地））の270度線及び陸岸により囲まれた海域）及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域

⁶ “特定施設”とは、次のいずれかに該当する汚濁水又は汚濁排水を排出する施設：

- ・人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるカドミウム及びその他の物質を含むもの。
- ・水質汚濁の状態としてのCOD及びその他の物質であり、一定程度、生活環境に被害を及ぼすおそれがあるもの。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 JEGS

日本環境管理基準

表 9.28：沖縄県の中城湾海域、与勝海域及び金武湾海域に排出する施設に係る排水基準

項目	区分	許容限度 ^{1,2}
BOD	下水道処理区域内に所在する全ての特定事業場 ³	30 (20) mg/L
	下水道処理区域外に所在する特定事業場	
	(1) 生活排水処理施設 (500 人を超える及び排出量 50m ³ /日以上)	30 (20) mg/L
	(2) 上記以外の特定施設 ³	
	排水量 20 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	160 (120) mg/L
	排水量 50 m ³ /日以上 200 m ³ /日未満	70 (50) mg/L
COD	下水道処理区域内に所在する全ての特定事業場 ³	30 (20) mg/L
	下水道処理区域外に所在する特定事業場	
	(1) 生活排水処理施設 (500 人を超える及び排出量 50m ³ /日以上)	30 (20) mg/L
	(2) 上記以外の特定施設 ³	
	排水量 20 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	160 (120) mg/L
	排水量 50 m ³ /日以上 200 m ³ /日未満	70 (50) mg/L
TSS	下水道処理区域内に所在する全ての特定事業場 ³	90 (70) mg/L
	下水道処理区域外に所在する特定事業場	
	(1) 生活排水処理施設 (500 人を超える及び排出量 50m ³ /日以上)	90 (70) mg/L
	(2) 上記以外の特定施設 ³	
	排水量 20 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	200 (150) mg/L
	排水量 50 m ³ /日以上 200 m ³ /日未満	130 (100) mg/L
排水量 200 m ³ /日以上		90 (70) mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号、平成 29 年 6 月 2 日改正）、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 50 年沖縄県条例第 37 号、平成 20 年 12 月 26 日改正）

¹ 括弧内の数値は日間平均。

² 指定のない場合は、全ての排出量に適用する。

³ 特定施設：ガス供給施設、水道施設、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、共同調理場、飲食店、選択施設、写真現像業施設、300 床以上の病院、廃油処理施設、科学技術に関する研究、試験又は検査のための事業場（人文科学のみに係るものを除く）、廃棄物処理施設、し尿処理施設、生活排水処理施設（500 人を超える）、自動式車両洗浄施設。

⁴ BODに係る排水基準は湖沼以外の水域に排出される排水水について適用し、CODに係る排水基準は湖沼に排出される排水水について適用する。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2 0 2 0 J E G S

表 9. 29：沖縄県の比謝川及び天願川水域に排出する施設に係る排水基準

項目	CATEGORY	許容限度 ^{1,2}
p H	下水道処理区域内に所在する全ての特定事業場 ³	6. 5-8. 5
	下水道処理区域外に所在する特定事業場 ³ （排出量 2 0 m ³ ／日以上）	6. 5-8. 5
B O D	下水道処理区域内に所在する全ての特定事業場 ³	30 (20) mg/L
	下水道処理区域外に所在する特定事業場 ³ （排出量 2 0 m ³ ／日以上）	30 (20) mg/L
T S S	下水道処理区域内に所在する全ての特定事業場 ³	90 (70) mg/L
	下水道処理区域外に所在する特定事業場 ³ （排出量 2 0 m ³ ／日以上）	90 (70) mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号、平成 2 9 年 6 月 2 日改正）、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 5 0 年沖縄県条例第 3 7 号、平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日改正）

¹ 括弧内の数値は日間平均。

² 指定のない場合は、全ての排出量に適用する。

³ 特定施設：ガス供給施設、水道施設、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、共同調理場、飲食店、選択施設、写真現像業施設、3 0 0 床以上の病院、廃油処理施設、科学技術に関する研究、試験又は検査のための事業場（人文科学のみに係るものを除く）、廃棄物処理施設、し尿処理施設、生活排水処理施設（5 0 0 人を超える）、自動式車両洗浄施設。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2 0 2 0 J E G S

日本環境管理基準

表9. 30：沖縄県の大豊川水域に排出する施設に係る排水基準

項目	CATEGORY	許容限度 ^{1,2}
p H	全ての特定施設 ³	6. 5-8. 5
B O D	全ての特定施設 ³	30 (20) mg/L
T S S	全ての特定施設 ³	90 (70) mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和50年沖縄県条例第37号、平成20年12月26日改正）

¹ 括弧内の数値は日間平均。

² 指定のない場合は、全ての排出量に適用する。

³ 特定施設：ガス供給施設、水道施設、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、共同調理場、飲食店、選択施設、写真現像業施設、300床以上の病院、廃油処理施設、科学技術に関する研究、試験又は検査のための事業場（人文科学のみに係るものを除く）、廃棄物処理施設、し尿処理施設、生活排水処理施設（500人を超える）、自動式車両洗浄施設。

表 9. 31：沖縄県的那覇港水域に排出する施設に係る排水基準

項目	区分	許容限度 ^{1,2}
p H	全ての特定施設 ³	6. 5-8. 5
B O D	全ての特定施設 ³	30 (20) mg/L
C O D	全ての特定施設 ³	30 (20) mg/L
T S S	全ての特定施設 ³	90 (70) mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和50年沖縄県条例第37号、平成20年12月26日改正）

¹ 括弧内の数値は日間平均。

² 指定のない場合は、全ての排出量に適用する。

³ 特定施設：ガス供給施設、水道施設、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、共同調理場、飲食店、選択施設、写真現像業施設、300床以上の病院、廃油処理施設、科学技術に関する研究、試験又は検査のための事業場（人文科学のみに係るものを除く）、廃棄物処理施設、し尿処理施設、生活排水処理施設（500人を超える）。

⁴ B O Dに係る排水基準は湖沼以外の水域に排出される排水水について適用し、C O Dに係る排水基準は湖沼に排出される排水水について適用する。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2020 J E G S

表 9. 32 : 沖縄県の水域区分

水域区分	詳細
中城湾海域	知念岬から久高島南端までを結んだ線、久高島陸岸、久高島北端から津堅島南端までを結んだ線、津堅島陸岸、津堅島北端から勝連崎までを結んだ線及び沖縄島陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
与勝海域	勝連崎、北緯 26 度 16 分東経 128 度 1 分の点、北緯 26 度 25 分東経 128 度 1 分の点、北緯 26 度 25 分東経 128 度の点、北緯 26 度 22 分東経 127 度 56 分の点、うるま市与那城屋慶名と平安座島を結ぶ道路（以下「海中道路」という。）と東経 127 度 56 分とが交わる点の各点を順次に結んだ線、陸岸及び海中道路により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
金武湾海域	金武湾（海中道路と東経 127 度 56 分とが交わる点、北緯 26 度 22 分東経 127 度 56 分の点、北緯 26 度 25 分東経 128 度の点、金武岬の各点を順次に結んだ線、陸岸及び海中道路により囲まれた海域）及びこれに流入する公共用水域（天願川水域を除く。）
比謝川水域	比謝橋下流の取水せきから上流及びこれに接続する公共用水域
天願川水域	天願川及びこれに接続する公共用水域
大保川水域	大保川及びこれに接続する公共用水域
那覇港海域	大嶺鼻（北緯 26 度 11 分 40 秒東経 127 度 38 分 18 秒）から 358 度延長 3,500 メートルの地点まで引いた線、同点から 30 度延長 4,850 メートルの地点まで引いた線、同点から 45 度延長 4,600 メートルの地点まで引いた線、同点から 135 度延長 2,400 メートルの地点まで引いた線、同点から 194 度 57 分 14 秒で陸岸と交わる点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域（国場川水域を除く。）
出典：水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号、平成 29 年 6 月 2 日改正）、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 50 年沖縄県条例第 37 号、平成 20 年 12 月 26 日改正）	

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9.33：東京都内に立地する施設に係る排水基準（有害物質）

項目	水域 ²	施設	許容限度 ¹
カドミウム及びその化合物	水道水源水域	工場 ³	0.003 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.03 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.03 mg/L
シアン化合物	水道水源水域	工場 ³	ND
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	1.0 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	1.0 mg/L
有機リン化合物	水道水源水域	工場 ³	ND
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	1.0 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	1.0 mg/L
鉛及びその化合物	水道水源水域	工場 ³	0.01 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.1 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.1 mg/L
六価クロム化合物	水道水源水域	工場 ³	0.05 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.5 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	水道水源水域	工場 ³	0.01 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.1 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.1 mg/L
水銀、アルキル水銀、及び水銀化合物	水道水源水域	工場 ³	0.0005 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.005 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	水道水源水域	工場 ³	ND
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	ND
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	ND
P C B	水道水源水域	工場 ³	ND
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.003 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	水道水源水域	工場 ³	0.03 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.3 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	水道水源水域	工場 ³	0.01 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.1 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.1 mg/L
ジクロロメタン	水道水源水域	工場 ³	0.02 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.2 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.2 mg/L

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2020 J E G S

表 9.33：東京都内に立地する施設に係る排水基準（有害物質）（続き）

項目	水域 ²	施設	許容限度 ¹
四塩化炭素	水道水源水域	工場 ³	0.002 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.02 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	水道水源水域	工場 ³	0.004 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.04 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	水道水源水域	工場 ³	0.1 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	1.0 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	1.0 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	水道水源水域	工場 ³	0.04 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.4 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	水道水源水域	工場 ³	1.0 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	3.0 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	3.0 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	水道水源水域	工場 ³	0.006 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.06 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	水道水源水域	工場 ³	0.002 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.02 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.02 mg/L
チウラム	水道水源水域	工場 ³	0.006 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.06 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.06 mg/L
シマジン	水道水源水域	工場 ³	0.003 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.03 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.03 mg/L
チオベンカルブ	水道水源水域	工場 ³	0.02 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.2 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.2 mg/L
ベンゼン	水道水源水域	工場 ³	0.01 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.1 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	水道水源水域	工場 ³	0.01 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.1 mg/L
	一般水域 A、B 及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.1 mg/L

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 JEGS

日本環境管理基準

表 9.33 : 東京都内に立地する施設に係る排水基準（有害物質）（続き）

項目	水域 ²	施設	許容限度 ¹
ホウ素とその化合物	水道水源水域	工場 ³	1.0 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	10 mg/L (海域以外)
			230 mg/L (海域)
	一般水域A、B及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	10 mg/L (海域以外)
フッ素及びその化合物	水道水源水域	工場 ³	0.8 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	8.0 mg/L (海域以外)
			15 mg/L (海域)
	一般水域A、B及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	8.0 mg/L (海域以外)
1,4-ジオキサン	水道水源水域	工場 ³	0.05 mg/L
	水道水源水域	指定事業場 ⁴	0.5 mg/L
	一般水域A、B及び島しょ及びその海域	工場及び指定事業場	0.5 mg/L

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例第215号、平成21年3月31日改正）

¹ 以下のいずれかの工場には本表に記載されたレベルが適用され、以下の工場以外の工場には国家規格で定められたレベルが適用される（本表に記載されたレベルが適用されない工場のホウ素及びその化合物、フッ素及びその化合物のレベルについては、日本の海域以外の水域に排出される排水に対して定められた基準レベル）。

- ・2001年4月1日以降に着工した工場。2001年4月1日以降に着工された工場。2002年4月1日以降に着工された工場、ホウ素及びその化合物、フッ素及びその化合物を含む排水を排出する工場。1,4-ジオキサンについては、2012年8月1日以降に建設された工場。
- ・2001年3月31日時点で建設済み又は建設中の工場、2001年4月1日以降に排水源施設の構造を変更し、排水量が増加した工場。2002年3月31日に建設済み又は建設中の工場、2002年4月1日以降に排水源施設の構造を変更し、排水量が増加した工場、その工場がホウ素及びその化合物又はフッ素及びその化合物を含む排水を排出する工場である場合。1,4-ジオキサンについては、2012年7月31日時点で建設済み又は建設中の工場、2012年8月1日以降に排水源施設の構造を変更し、排水量が増加した工場。

² 水域区分の詳細については、表9.34を参照のこと。

³ 工場：

- ・総定格出力が2.2kw以上のモーターを使用して、連続した製造、加工、作業を行う工場（生コンクリートを製造する場合は、1年以上の継続生産が計画されている工場）。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2 0 2 0 J E G S

日本環境管理基準

表 9. 33 : 東京都内に立地する施設に係る排水基準（有害物質）（続き）

項目	水域 ²	施設	許容限度 ¹
・定格出力が0.75～2.2kw未満のモーターを使用して、以下のような連続した製造、加工又は作業手順を行う工場。 －印刷又は製本 －金属のプレス、紡績、切断（機械的なノコギリを使用する場合を除く）。 －木材、石材、合成樹脂の切断、削り、細断 －ガラスの研磨又はサンドブラスト。 ・1時間に20Lの燃料を消費する液体燃料バーナー又は火格子面積が0.5m²以上の炉を使用した食品の製造又は加工 以下に挙げる連続的な製造、加工又は作業手順に使用される工場 －金属の電気又はガス溶接又は切断。 －厚さ0.5mm以上の金属材料の打ち込み、又は電気又は空気式工具を用いた金属研磨、金属除去、金属紙打ち。 －ショットブラスト、サンドブラストによる金属の表面処理。 －スプレー塗装による塗料、染料、着色料の塗布 －ドライクリーニング －電解や電池セルの製造 －延べ床面積が50m²以上の作業場で、テレビ、電気蓄音機、警報機、その他類似の音響機器の組立、試験、調整を行うこと。 －ガス、石油、その他の燃料を燃焼させるエンジンの試験又は調整。 －発電作業。 －火床が0.5m²以上又は焼却能力が50kg/hr以上の焼却炉を用いた廃棄物の焼却。 －写真プリント。 －有毒ガスを排出する製造又は加工手順。 －有害物質を排出する製造又は加工手順。 ⁴ 指定作業場： －駐車場容量が20台以上の駐車場施設。 －10台以上の商用車が駐車可能なカーターミナル。 －ガソリンスタンド、LPG ステーション、LNG ステーション。 －蒸気洗浄又はモーター駆動の洗浄装置を使用する洗車場。 －廃棄物の積み替え又は保管場所。 －総面積が100m²以上の材料保管場所。 －ブループリントを作成するための設備がある作業場。 －洗濯施設を有する事業場。 －廃油処理施設を有する事業場。 －汚泥処理施設を有する事業場。 －200人以上収容可能なし尿処理施設を有する事業場。 －工場・事業場から排出される排水の処理施設を有する事業場。 －污水处理施設。 －暖房用の空気加熱炉（電気又は廃熱を唯一の熱源とし、又は体積比で0.1%の硫黄化合物を含むガスのみを燃焼させる炉を除く）を有する事業場。 －ボイラー（電気又は廃熱を唯一の熱源とするもの、又はJIS B8201及びB8203に準拠して計算したときの伝熱面積が5m²未満（体積比で0.1%の硫黄化合物を含むガスのみを燃焼する場合は10m²未満）のものを有する事業場。 －ガスタービン（燃焼能力が重油換算で1時間当たり50L以下のタービン、非常用タービンを除く）又はガスエンジン（燃焼能力が重油換算で1時間当たり5L以下のガスエンジン、非常用タービンを除く）を有する事業場。 －焼却炉を有する事業場（火床が 0.5m² 以下で焼却能力が 50kg/hr 以下の焼却炉を除く）。			

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9.33 : 東京都内に立地する施設に係る排水基準（有害物質）（続き）

項目	水域 ²	施設	許容限度 ¹
－空調設備、トイレの水洗設備、洗車設備のために地下水を汲み上げるポンプ設備を有する事業場、及びポンプ設備を有する延床面積 150m² 超の公衆浴場。 －飲用水、工業用水供給システム、自家用工業用水供給システムの水処理施設として、沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（水処理能力が 10,000m³/日未満の事業場に使用される施設を除く）。 －300 床以上の病院			

表 9.34 : 東京都の水域区分

水域区分	水域細区分		区域説明
水道水源水域	河川	江戸川水域	東京都と埼玉県境(以下「埼玉県境」という。)から栗山浄水場取水口(／左岸 千葉県松戸市下矢切地先／右岸 葛飾区柴又五丁目地先／)に至る区間の江戸川本川及びこれに流入する公共用水域
		多摩川水域	多摩川本川(砧下浄水所取水口(／左岸 世田谷区鎌田二丁目四番地地先／右岸 神奈川県川崎市宇奈根地先／)から下流及び小河内ダム貯水池(奥多摩湖)を除く。)及びこれに流入する公共用水域
		霞川水域	霞川本川及び矢端川(いずれの河川も、埼玉県境から上流に限る。)並びにこれに流入する公共用水域
		成木川水域	成木川本川(埼玉県境から上流に限る。)及びこれに流入する公共用水域
	湖沼	小河内ダム貯水池	小河内ダム貯水池(奥多摩湖)
一般水域 A	河川	江戸川水域(下流)	栗山浄水場取水口(江戸川水域と同じ。)から河口(／左岸 千葉県浦安市舞浜地先／右岸 江戸川区臨海町五丁目地先／)に至る区間の江戸川本川及び旧江戸川並びにこれに流入する公共用水域(新中川を除く。)
		多摩川水域(下流 A)	砧下浄水所取水口から東京都調布取水堰(／左岸 大田区田園調布一丁目五十七番地地先／右岸 神奈川県川崎市上丸子天神町／)に至る区間の多摩川本川及びこれに流入する公共用水域
一般水域 B	河川	多摩川水域(下流 B)	東京都調布取水堰(多摩川水域(下流 A)と同じ。)から河口(／左岸 大田区羽田三丁目三十三番地地先／右岸 神奈川県川崎市大師河原一丁目地先／)に至る区間の多摩川本川及びこれに流入する公共用水域

表 9.34：東京都の水域区分（続き）

水域区分	水域細区分	区域説明
一般水域 B	河川	荒川水域 次に掲げる水域及びこれらに流入する公共用水域 一 埼玉県境から河口（／左岸 背割堤南端／右岸 江東区新砂三丁目七番地地先／）に至る区間の荒川本川 二 埼玉県境から河口（／左岸 江戸川区清新町一丁目一番地地先／右岸 背割堤南端／）に至る区間の中川本川 三 新中川 四 隅田川本川（（／左岸 中央区豊海町八番地西端／右岸 港区海岸一丁目十番地東端／）から上流に限る。） 五 隅田川派川（（／左岸 江東区豊洲二丁目一番地地先／右岸 中央区晴海二丁目二番地東端／）から隅田川本川との分脈点までの区域に限る。） 六 埼玉県境から下流の新河岸川 七 埼玉県境から中川合流点に至る区間の綾瀬川 八 白子川、黒目川、柳瀬川、野火止用水及び不老川（いずれの河川も、埼玉県境から上流に限る。） 九 江東河川（荒川右岸（江東区新砂三丁目七番地地先）南端から江東区枝川一丁目南端をへて相生橋東端（江東区越中島二丁目一番地地先）に至る陸岸から地先海域に流入する公共用水域）
	城南水域	次に掲げる水域及びこれらに流入する公共用水域 一 古川（（／左岸 港区海岸一丁目十五番地地先／右岸 港区海岸二丁目七番地地先／）から上流に限る。） 二 目黒川（（／左岸 品川区東品川一丁目三十九番地地先／右岸 品川区東品川三丁目八番地地先／）から上流に限る。） 三 目黒川派川（（／左岸 港区港南二丁目／右岸 品川区東品川一丁目三番地地先／）から上流に限る。） 四 立会川（（／左岸 品川区東大井二丁目二十七番地地先／右岸 品川区南大井一丁目六番地地先／）から上流に限る。） 五 内川（（／左岸 大田区大森東一丁目三十六番地地先／右岸 大田区大森東一丁目三十七番地地先／）から上流に限る。） 六 旧呑川（（／左岸 大田区大森東五丁目二十八番地地先／右岸 大田区大森南四丁目四番地地先／）から上流に限る。） 七 呑川（（／左岸 大田区大森南五丁目六番地二番地地先／右岸 大田区東糺谷六丁目三番地一號地地先／）から上流に限る。）

【本文書は日本語仮訳です】J E G S は英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.34 : 東京都の水域区分 (続き)

水域区分	水域細区分		区域説明
一般水域 B	河川	鶴見川水域	鶴見川本川(東京都と神奈川県の間(以下「神奈川県境」という。))から上流に限る。)及び恩田川(神奈川県境から上流に限る。)並びにこれらに流入する公共用水域
		境川水域	境川本川(神奈川県境から上流に限る。)及びこれに流入する公共用水域
	海域	東京湾水域	江戸川区の江戸川河口右岸から大田区の大森川河口に至る東京都に属する陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域で他の水域に属しない水域
島しょ及びその海域	河川	島しょの淡水域	伊豆諸島及び小笠原諸島内の河川及びこれに流入する公共用水域
	海域	島しょの海水域	伊豆諸島及び小笠原諸島の周辺海域
出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例第215号、平成21年3月31日改正）			

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2020 J E G S

日本環境管理基準

表 9.35 : 神奈川県に所在する施設に係る排水基準（排水量が50m³/日以上の場合）

項目	水域 ³	許容限度 ¹	許容限度 ²
カドミウム及びその化合物	水質保全湖沼等（甲水域）	ND	
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域		ND
	乙水域		
	海域		
シアン化合物	水質保全湖沼等（甲水域）	0.5 mg/L	
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	0.5 mg/L	
	乙水域		
	海域		
有機リン化合物	水質保全湖沼等（甲水域）	ND	
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域	0.2 mg/L	ND
	乙水域	0.2 mg/L	0.2 mg/L
	海域	0.2 mg/L	0.2 mg/L
鉛及びその化合物 ⁴	水質保全湖沼等（甲水域）	0.05 mg/L	
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域		0.05 mg/L
	乙水域		
	海域		
六価クロム化合物	水質保全湖沼等（甲水域）	0.05 mg/L	
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域		0.05 mg/L
	乙水域		
	海域		
砒素及びその化合物 ⁵	水質保全湖沼等（甲水域）	0.01 mg/L	
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域		0.01 mg/L
	乙水域		
	海域		
フッ素及びその化合物 ⁶	水質保全湖沼等（甲水域）	0.8 mg/L	
	水質保全湖沼等（甲水域）以外の水域		0.8 mg/L
	乙水域		
	海域		

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号、平成28年12月27日改正）
¹ 昭和46年11月1日以前に設置する特定事業場に適用する。
² 新設とは、昭和46年11月1日以後に設置する特定事業場（昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9. 35：神奈川県に所在する施設に係る排水基準（排水量が 5 0 m³／日以上の場合）（続き）

項目	水域 ³	許容限度 ¹	許容限度 ²
³ 水域の分類 ・ 甲水域：千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）、新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）、早川、酒匂川（飯泉取水堰ぜきから上流の区域）、金目川（土屋橋の上流端から上流の区域）、相模川（寒川取水堰ぜきから上流の区域）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。 ・ 水質保全湖沼等：芦ノ湖、丹沢湖、相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖及び水路の水域をいう。 ・ 乙水域：公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。 ⁴ 特定事業場（平成 7 年 2 月 1 日以前に設置されたもの、平成 7 年 1 月 3 1 日以前に建設中のもの）から甲水域の水質保全湖沼以外の水域に排出される排水には、鉛及びその化合物の排出基準を適用してはならない。 ⁵ ヒ素及びその化合物の排出基準値「0. 01」は、特定事業場（平成 7 年 2 月 1 日以前に設置、又は平成 7 年 1 月 3 1 日以前に建設中）から甲水域の水質保全湖沼以外の水域に排出される排水に適用する場合、「0. 05」と読み替えるものとする。 ⁶ 特定事業場（平成 1 4 年 7 月 1 日以前に設置、又は平成 1 4 年 6 月 3 0 日以前に建設中のもの）から甲水域の水質保全湖沼以外の水域に排出される平均 5 0 m³／日未満の排水には、フッ素及びその化合物の排出基準を適用してはならない。			

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 9.36 山口県に所在する施設に係る排水基準

項目	区分	許容限度 ¹	許容限度 ¹
フッ素含有量	(1)その他の施設 ⁴		
	排水量 100 m ³ /日未満		15 mg/L
	排水量 100 m ³ /日以上 1,000 m ³ /日未満		15 mg/L
	排水量 1,000 m ³ /日以上 10,000 m ³ /日未満		15 mg/L
	排水量 10,000 m ³ /日以上 100,000 m ³ /日未満		15 mg/L
	排水量 100,000 m ³ /日以上		15 mg/L
出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、平成29年6月2日改正）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年山口県条例第5号、平成18年7月11日改正） ¹ 指定のない場合は、排出水量が50 m³/日以上の実業場に適用する。 ² 施設が昭和47年6月24日より前に設立された場合に適用する。 ³ 施設が昭和47年6月24日以降に設立された場合に適用する。 ⁴ その他の施設：ガス供給施設、水供給施設、酸又はアルカリの表面処理施設、電気めっき施設、共同調理場、飲食店、廃油処理施設（昭和47年6月24日以降に設立されたもの）。			